

令和 8 年度版

# 白河地方広域市町村圏の概要

白河地方広域市町村圏整備組合

# 目 次

沿 革	1
位 置 図	3
圏 域 図	4
市町村人口の推移	5
組合のあゆみ	6
<b>【 執 行 機 関 及 び 議 会 】</b>	
役員・議会議員	9
<b>【 組 織 及 び 負 担 割 合 予 算 ・ 決 算 】</b>	
組織機構図	10
各施設（各課）の所在地	11
共同処理事務と負担割合	12
一般会計予算・決算	13
特別会計予算・決算	14
<b>【 広 域 行 政 事 務 】</b>	
事 務 局	15
（1）総務課	
1） 組合市町村との連絡調整に関する事	16
2） 救急医療運営費補助事業に関する事	16
3） 介護認定審査会の設置・運営等に関する事	17
4） 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関する事	19
5） 情報通信ネットワーク及び共同運用システムの 運営管理に関する事	21
6） 白河地方土地開発公社に関する事	22
7） 新白河広域観光連盟に関する事	23
8） 白河地方福祉有償運送等運営協議会の運営に関する事	24
（2）衛生課（ごみ・し尿処理事業）	
1） 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する事	25
（3）滞納整理課（滞納整理事業）	
1） 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、組合市町村が 賦課徴収することとされている地方税並びに森林環境税及び森林環 境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第7条の規定により 個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴 収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税に係る滞納事 案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することと なった事案に係る滞納整理に関する事	33
（4）用水供給課（水道用水供給事業）	
1） 水道用水供給施設の設置及び経営に関する事	35
<b>【 消 防 事 務 】</b>	
消防本部	41
（1）組織等	
1） 消防組織	41
2） 広域消防力分布図	42
3） 所属別階級別配置状況	43
4） 階級別勤続年数	44
（2）出動状況等	
1） 市町村別火災発生状況	45
2） 市町村別火災原因状況	47
3） 過去5年間の火災状況	48
4） 発生場所別救急出動状況・署別救急出動状況	49
5） 月別救急出動状況・市町村別救急業務実施状況	51

# 沿 革

## ■ 歴史

白河地方は、古来より奥州への玄関口として栄えてきた。5世紀頃になると蝦夷の勢力が増大したので、その南下を防ぐため「白河の関」が設置されたと伝えられ、軍事的にも重要な拠点であった。

1869年（明治2年）に版籍奉還により白河県が置かれた。1871年（明治4年）には二本松県に統合され、その後、福島県となった。

1878年（明治11年）の郡区、町村編成法や、1887年（明治20年）の町村制施行、1955年（昭和30年）の町村合併（昭和の合併）、更には2005年（平成17年）に白河市、表郷村、大信村及び東村の合併（平成の合併）により、当地方は白河市を中核として、西白河郡（矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村）と東白川郡（棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）の1市4町4村となり、現在に至っている。

## ■ 圏域の指定、設立

昭和44年、県下で最初に「白河地方広域市町村圏」の指定を受け、同年10月に「白河地方広域市町村圏協議会（1市1町6村）」が設立される。

昭和45年9月1日に白河市及び西白河郡（1市1町6村）を構成市町村として「白河地方広域市町村圏整備組合」が発足、昭和46年1月に東白川郡（3町1村）が加入し、1市4町7村が組合構成市町村となった。

その後、平成17年11月7日の白河市、表郷村、大信村及び東村の合併により、組合構成市町村が1市4町4村となった。

当圏域は、国、県はもとより構成市町村の相互理解のもとに、広域的に実施することが効率的な情報通信ネットワーク事業、救急医療運営費補助事業の実施、介護認定審査会及び障害者介護給付費等支給審査会の運営、消防・救急業務などについて大きな成果を上げてきた。

このような中で、より効率的な事業運営を行うことを目的とし、平成24年4月1日、西白河地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団と統合し、廃棄物処理施設の設置運営及び廃棄物処理業務（ごみ処理、し尿処理）、水道用水供給事業を業務に加え、また、平成26年10月1日からは滞納整理事業を加え、更なる広域行政連携のための施策を展開している。

## ■ 人口

国勢調査結果からみた圏域人口の推移は、組合設立時の昭和45年140,772人から昭和50年に140,375人まで減少し、その後、昭和55年に142,376人、昭和60年147,999人、平成7年154,858人、平成12年155,015人と15万人を突破し増加傾向にあったが、平成17年153,347人、平成22年150,117人、平成27年144,080人、令和2年138,770人、令和7年（速報値）には6.46%減の129,810人と13万人を割り込み減少傾向にある。

圏域における方部別人口の令和7年（速報値）の令和2年に対する伸び率をみると白河市で6.90%減少し、西白河郡では3.12%の減少、東白川郡では11.04%の減少と、西白河郡の西郷村を除き、全体的に減少している。

なお、県平均の伸び率も6.61%減少している。

## ■ 地勢

首都圏から東北圏への入口にあたる福島県の最南端に位置し、栃木県及び茨城県に接している県境で、面積は1,233.06k㎡である。

東部に阿武隈山系、西部に奥羽山系、南部に八溝山系があり、ほぼ中央を北に向かって流れる阿武隈川と南部を南東に向かって流れる久慈川の流域に沿って平野部が開けている。

主な山岳としては、阿武隈山系には朝日山（797m）、八溝山系には八溝山（1,022m）、奥羽山系には三本槍岳（1,917m）、大白森山（1,642m）及び甲子山（1,549m）などがあり、丘陵地を形成している。

## ■ 気候

気象は、複雑な地形と山系の隣接によって、山岳気象の影響を強く受け、西白河地域では、比較的冷涼で気温が低く、降雨量が多いのに対し、東白川地域は、山岳気象の影響を受けず、温暖で降雪は極めて少ない。

令和7年における年間平均気温は13.3℃（福島地方气象台）で、全域的には高原性のさわやかな気候といえる。

# 位置図

都道府県名 福島県

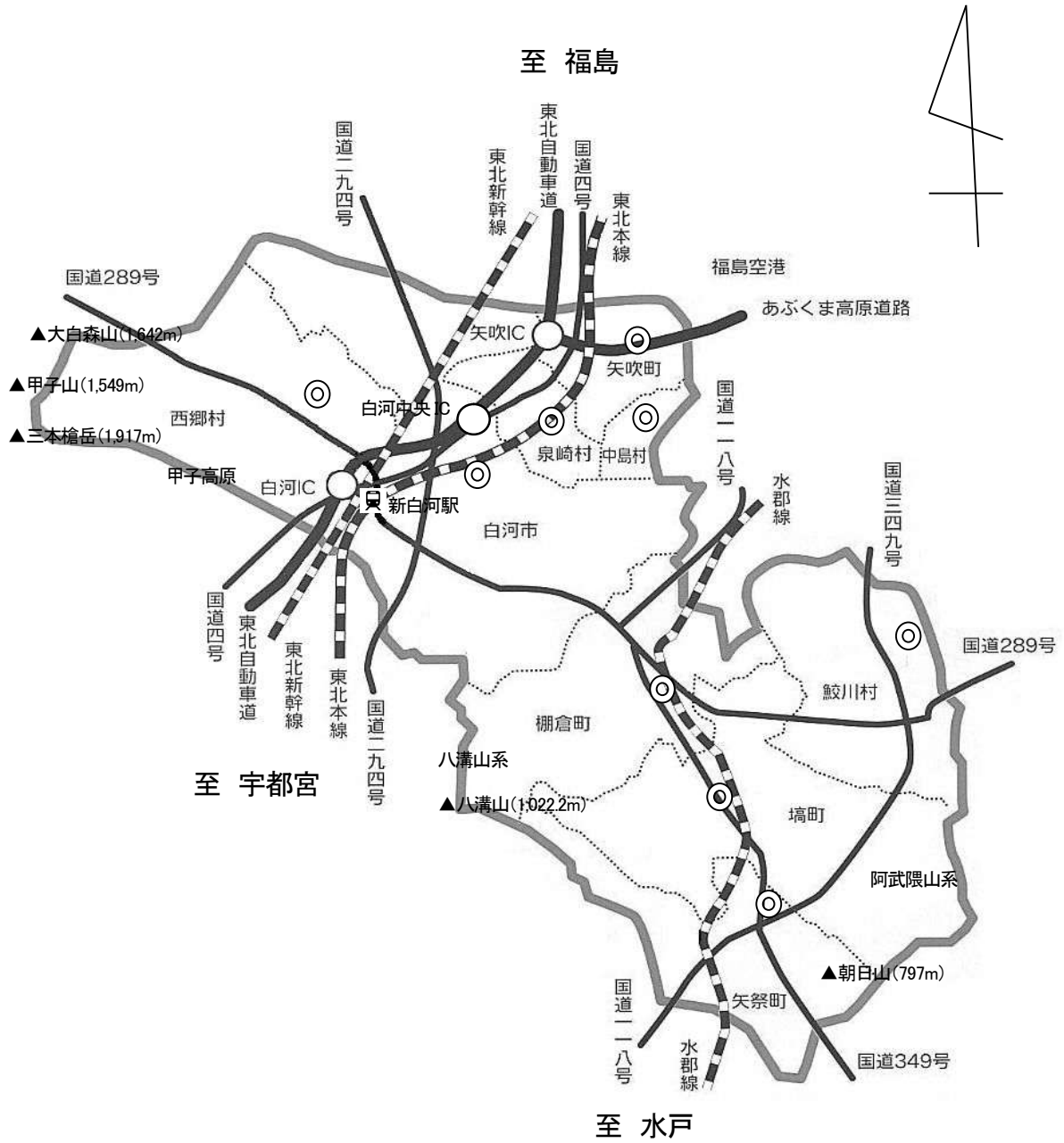
圏域名 白河地方広域市町村圏



白河地方広域市町村圏

構成市町村名		面積	
		(R8.1.1現在) km <sup>2</sup>	
	白河市	305.16	
西白河郡	矢吹町	60.40	
	西郷村	192.06	
	泉崎村	35.43	
	中島村	18.92	
東白川郡	棚倉町	160.07	
	矢祭町	118.27	
	塙町	211.41	
	鮫川村	131.34	
合計		1,233.06	

# 圏域図



凡例：◎は市町村役場所在地

# 市町村人口の推移

市町村名	人口	世帯	面積	人口密度 1 k m <sup>2</sup> あたり (人)	国勢調査時の人口比較			
	令和8年4月 (人)	令和8年4月 (戸)	令和8年1月 (k m <sup>2</sup> )		令和7年 (速報値) (人)	令和2年 (人)	増減 (人)	増減 (%)
白河市	55,205	24,631	305.16	180.9	55,388	59,491	△ 4,103	△ 6.90
矢吹町	16,568	6,517	60.40	274.3	16,468	17,287	△ 819	△ 4.74
西郷村	21,199	9,006	192.06	110.4	20,859	20,808	51	0.25
泉崎村	5,803	2,179	35.43	163.8	5,825	6,213	△ 388	△ 6.24
中島村	4,513	1,588	18.92	238.5	4,504	4,885	△ 381	△ 7.80
棚倉町	11,899	4,718	160.07	74.3	11,981	13,343	△ 1,362	△ 10.21
矢祭町	4,723	1,831	118.27	39.9	4,741	5,392	△ 651	△ 12.07
塙町	7,349	2,942	211.41	34.8	7,416	8,302	△ 886	△ 10.67
鮫川村	2,536	962	131.34	19.3	2,628	3,049	△ 421	△ 13.81
計	129,795	54,374	1,233.06	105.3	129,810	138,770	△ 8,960	△ 6.46

資料：人口、世帯は、福島県の推計人口（福島県現住人口調査月報）より抜粋

資料：面積は、全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）より抜粋

# 組合のあゆみ

年 月	あ ゆ み	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
昭和44年 6月	自治省から「白河地方広域市町村圏」の指定を受ける 対象市町村（1市1町6村） 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村	
” 10月	白河地方広域市町村圏協議会設立 構成市町村（1市1町6村） 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村	
昭和45年 9月	一部事務組合設立許可 （福島県指令地885号） 白河地方広域市町村圏整備組合発足 構成市町村（1市1町6村） 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村	一部事務組合設立許可 （福島県指令地885号） 規約に掲げる共同処理事務内容 ◎ 白河地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関する事 ◎ 青少年健全育成施設の設置及び運営に関する事 ◎ 道路補修センター及び農業機械化センターの設置並びに運営に関する事 ◎ 常備消防の設置及び運営に関する事 ◎ 救急施設の設置及び運営に関する事 ◎ 老人福祉センターの設置及び運営に関する事
昭和46年 1月	棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村の組合加入 構成市町村（1市4町7村） 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村・棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村	規約の一部変更 （東白川郡4町村を追加）
” 3月	白河地方広域市町村圏基本構想・第1期基本計画策定	
” 4月	白河地方広域市町村圏整備組合機械運営センター発足	
” 4月	白河地方広域市町村圏消防本部及び白河消防署発足	
昭和47年 4月	白河地方広域市町村圏の常備消防体制確立（矢吹・西郷・東・棚倉・塙・矢祭の各分署及び鮫川出張所の開設）	
昭和48年 1月		規約の一部変更 （消防関係の共同処理事務内容の整理） ◎ 消防に関する事。（ただし、消防団に関する事を除く。） ※常備消防及び救急施設を消防に統一
” 4月	老人福祉センター「ことぶき荘」「さざり荘」開設	
昭和49年～	市町村職員研修の実施	
昭和50年 4月	白河消防署表郷出張所の開設	
昭和51年 7月	機械運営センター農業機械部門縮小	
昭和52年 4月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 研修に関する事。（組合市町村の任命権者が行うものを除く。）
昭和54年 3月	白河地方広域市町村圏計画、第2期基本計画策定	
昭和54年 4月	棚倉分署を消防署に、鮫川出張所及び表郷出張所を分署に昇格 大信救急分遣所、矢祭救急分遣所を開設	
昭和55年 3月	白河地方新広域市町村圏計画策定	
” 4月	矢吹分署を消防署に昇格	
昭和56年	福島県から「地場産業振興モデル地域」の指定を受ける	
昭和57年 6月	県南地域地場産業振興計画策定	

年 月	あ ゆ み	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
昭和58年 4月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を削除） ◎ 老人福祉センターの設置運営事務を廃止。（大信・鮫川村） ※組合規約変更に伴う財産処分：老人施設・バス。 ◎ 青少年健全育成施設の設置運営事務を廃止。 ◎ 機械運営センターの農業機械部門を廃止。 ※昭和50年に農業機械部門が廃止されたことによる。
昭和58年 6月	新白河広域観光連盟の事務局が移管される	
” 12月	自治省から「地域経済活性化対策推進地域」の指定を受ける	
昭和59年	白河地域経済活性化計画策定	
昭和61年 4月	第二次救急医療運営費補助事業を実施	規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 救急医療運営費補助事業に関すること。
” 10月	組合新庁舎完成 白河地方広域市町村圏消防本部、事務局及び白河消防署庁舎となる	
昭和62年 3月	白河地方広域市町村圏要覧の発行	
” 4月	泉崎中島分遣所の開設 棚倉消防署矢祭救急分遣所を矢祭分署に、白河消防署大信救急分遣所を大信分遣所に昇格	
平成 3年 3月	第三次白河地方広域市町村圏計画策定	
平成 4年 4月	泉崎中島分遣所を分署に昇格	
平成 7年 4月	大信分遣所を分署に昇格	
平成11年 5月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条から第35条まで及び第37条に規定する介護認定審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。
” 10月	準備要介護認定審査会設置、要介護度の事前審査判定開始	
平成12年 4月	介護認定審査会設置、要介護度の審査判定開始	
平成13年 2月	第四次白河地方広域市町村圏計画策定	
” 3月	機械運営センターを廃止	規約の一部変更 （共同処理事務内容を削除） ◎ 道路補修センターの設置並びに運営に関すること。
平成14年12月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 情報通信ネットワークの整備及び管理並びに情報センターの設置及び運営管理に関すること（白河市、矢吹町、中島村、棚倉町、矢祭町、埴町及び鮫川村に限る。）
平成16年 1月	白河地方広域市町村圏情報通信ネットワーク運用開始	
” 4月		規約の一部変更 （経費の支弁方法を追加） ◎ 情報通信ネットワークの整備及び管理並びに情報センターの設置及び運営管理に関する経費負担及びその他の経費負担を追加
平成18年 3月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第15条に規定する障がい程度区分認定審査会の設置、運営並びにそれに必要な業務に関すること。

年 月	あ ゆ み	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
平成18年 6月	障がい程度区分認定審査会設置・障がい程度区分の審査判定開始	
平成19年 3月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加削除） ※追加 ◎ 組合市町村との連絡調整に関すること。 ※削除 ◎ 白河地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること。 ◎ 研修に関すること。（組合市町村の任命権者が行うものを除く。）
平成23年 3月		東日本大震災
平成24年 2月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成24年4月1日統合に伴う規約変更	規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 廃棄物処理施設の設置及び運営管理に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村及び中島村に限る。） ◎ 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村及び棚倉町に限る。）
〃 4月1日		組 合 統 合
平成25年10月	障がい者支援に関する制度改正に伴う共同処理事務の表記内容変更 （旧）障害者自立支援法 →（新）障害者総合支援法（略称）	規約の一部変更 （共同処理事務の掲載内容を変更） ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。
平成26年 3月	東日本大震災により発生した災害廃棄物145,547 t（H23～H25年度）の処理完了	
〃 7月	構成市町村から地方税に係る滞納事案の整理を引き受けるため、滞納整理部門の設置に伴う共同処理事務を追加	規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。
〃 10月	滞納整理事業開始	
令和3年 7月		規約の一部変更 （共同処理事務の掲載内容を変更） ◎ 情報通信ネットワーク及び共同運用システムの運営管理に関すること。
〃 10月	事務所の移転	規約の一部変更 （組合の事務所の位置） ◎ 組合の事務所は、福島県白河市表郷金山字長者久保2番地に置く。
令和5年 4月	インターネット及び電話での申込みによる施設利用及び粗大ごみ戸別収集を開始	
令和6年 12月		規約の一部変更 （共同処理事務の掲載内容を変更） ◎ 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。

執 行 機 関  
及 び 議 会

# 白河地方広域市町村圏整備組合役員・議会議員名簿

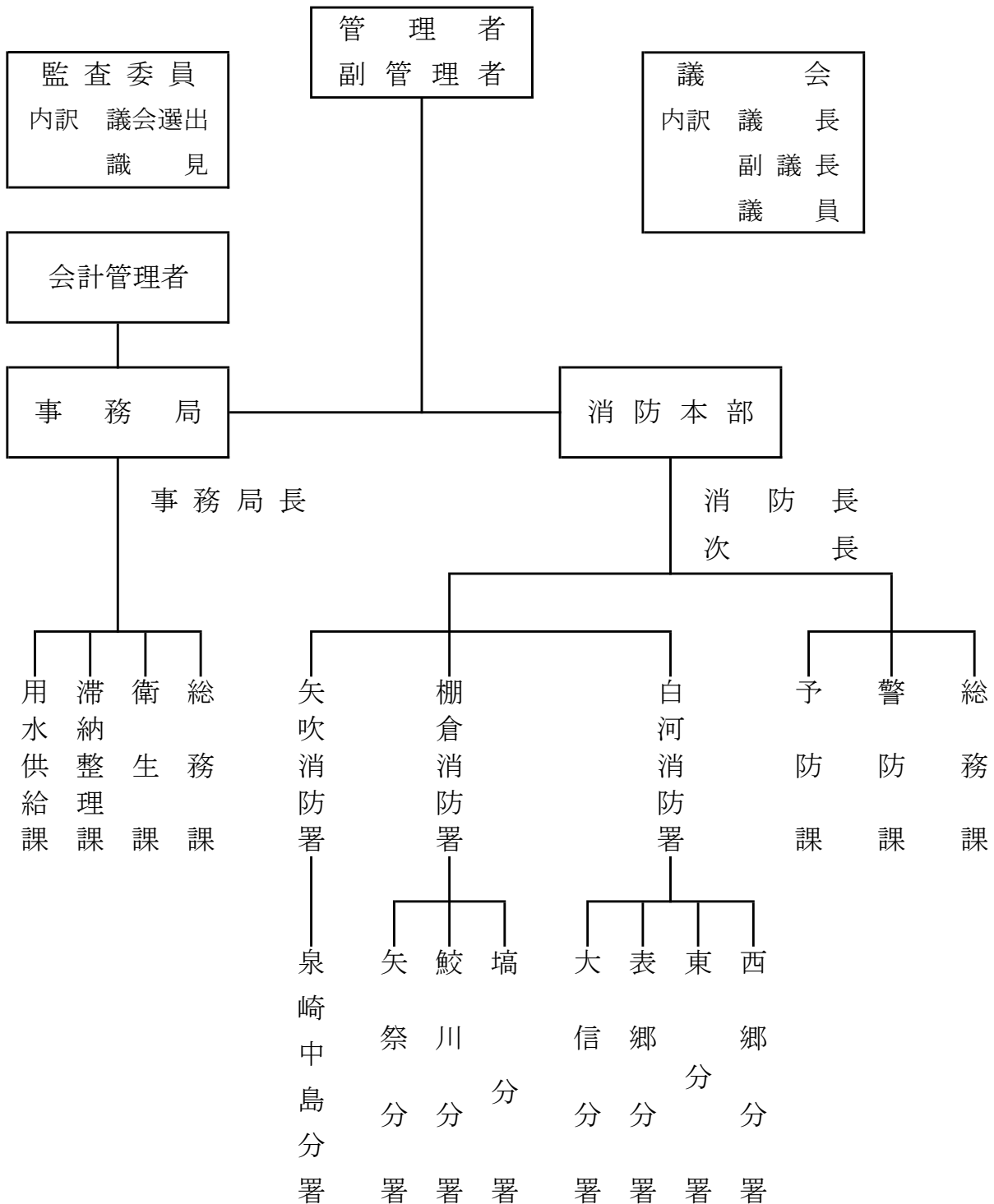
令和8年6月1日現在

役職名	現職	氏名	備考
管理者	白河市長	鈴木和夫	
代表副管理者	矢吹町長	蛭田泰昭	
代表副管理者	矢祭町長	佐川正一郎	
副管理者	西郷村長	高橋廣志	
副管理者	泉崎村長	箭内憲勝	
副管理者	中島村長	加藤幸一	
副管理者	棚倉町長	宮川政夫	
副管理者	塙町長	宮田秀利	
副管理者	鮫川村長	宗田雅之	
監査委員	議会選出監査委員	小室辰雄	
監査委員	識見監査委員	大川茂	
議席番号	現職	氏名	備考
1	白河市議会議員	永山均	
2	白河市議会議員	大木絵理	
3	白河市議会議員	佐川京子	
4	白河市議会議長	石名国光	副議長
5	矢吹町議会議長	冨永創造	
6	矢吹町議会副議長	堀井成人	
7	西郷村議会議長	真船正晃	
8	西郷村議会副議長	矢吹利夫	
9	泉崎村議会議長	岡部英夫	
10	泉崎村議会副議長	野崎隆	
11	中島村議会議長	小室辰雄	監査委員
12	中島村議会議員	小室重克	
13	棚倉町議会議長	菊池忠二	
14	棚倉町議会副議長	大竹盛栄	
15	矢祭町議会議長	緑川裕之	議長
16	矢祭町議会副議長	鈴木一	
17	塙町議会議長	鈴木孝則	
18	塙町議会副議長	下重義人	
19	鮫川村議会議長	前田武久	
20	鮫川村議会副議長	緑川茂	

組 織 及 び  
負 担 割 合  
予 算 ・ 決 算

# 白河地方広域市町村圏整備組合組織機構図

令和8年4月1日現在



# 白河地方広域市町村圏整備組合 各施設（各課）の所在地

事務局		TEL	0248(21)5193
総務課	〒961-0416	FAX	0248(21)9953
	白河市表郷金山字長者久保2番地		
滞納整理課		TEL	0248(21)5858
衛生課	〒961-0023	TEL	0248(28)3558
	西白河地方クリーンセンター 西白河地方リサイクルプラザ		
	白河地方清掃センター	FAX	0248(28)3559
	西郷埋立処分場		
用水供給課	〒961-8071	TEL	0248(25)5395
芝原浄水場	西郷村大字真船字芝原47番地11	FAX	0248(25)5397
消防本部	〒961-0975	TEL	0248(22)2157
	白河市立石山15番地1	FAX	0248(23)3999
	白河消防署	TEL	0248(22)2155
	白河消防署西郷分署	FAX	0248(23)6200
	白河消防署東分署	TEL	0248(25)2534
	白河消防署表郷分署	FAX	0248(25)0494
	白河消防署大信分署	TEL	0248(34)3161
	白河消防署大信分署	FAX	0248(34)2999
	白河消防署表郷分署	TEL	0248(32)3432
	白河消防署表郷分署	FAX	0248(32)3999
	白河消防署大信分署	TEL	0248(46)2347
	白河消防署大信分署	FAX	0248(46)2899
	棚倉消防署	TEL	0247(33)4522
	棚倉消防署	FAX	0247(33)7499
棚倉消防署塙分署	TEL	0247(43)1219	
棚倉消防署塙分署	FAX	0247(43)0994	
棚倉消防署鮫川分署	TEL	0247(49)2119	
棚倉消防署鮫川分署	FAX	0247(49)2399	
棚倉消防署矢祭分署	TEL	0247(46)2119	
棚倉消防署矢祭分署	FAX	0247(46)2791	
矢吹消防署	〒969-0256	TEL	0248(42)3762
	矢吹町鍋内25番地5	FAX	0248(42)3999
	矢吹消防署泉崎中島分署	TEL	0248(53)2978
矢吹消防署泉崎中島分署	FAX	0248(53)2899	

## 共同処理事務と負担割合

共同処理事務	負担割合
1. 組合市町村との連絡調整に関すること。	均等割 20% 人口割 80%
2. 消防に関すること（消防団に関するものを除く。）。	地方交付税法（昭和25年法律第211号）第12条に規定する消防費の政令指定にかかる基準財政需要額割
3. 救急医療運営費補助事業に関すること。	均等割 20% 人口割 80%
4. 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条から第35条まで及び第37条に規定する介護認定審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。	均等割 20% 審査件数割 80%
5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。	均等割 20% 審査件数割 80%
6. 情報通信ネットワーク及び共同運用システムの運営管理に関すること。	①情報通信ネットワーク運営管理経費 均等割 20% 人口割 80% ②共同運用システム運営管理経費 均等割 20% 人口割 80% ③その他①及び②に該当しない経費 議決により定める。
7. 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村及び中島村に限る。）。	①し尿処理経費 人口割 30% 利用実績割 70% ②ごみ処理経費 人口割 30% 利用実績割 35% 年間運行台数割 35%
8. 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村及び棚倉町に限る。）。	①義務的経費 白河市 31.910% 矢吹町 22.525% 西郷村 7.508% 泉崎村 16.471% 中島村 7.508% 棚倉町 14.078% ②浄水経費 白河市 31.910% 矢吹町 22.525% 西郷村 7.508% 泉崎村 16.471% 中島村 7.508% 棚倉町 14.078%
9. 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。	滞納額割 経費の30%相当額 徴収金額割 経費の70%相当額

## 令和8年度 一般会計 当初予算

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	令和8年度	令和7年度	比 較	増 減 率	備 考
1・分担金及び負担金	4,100,099	3,953,950	146,149	3.70%	
2・使用料及び手数料	392,760	400,676	△ 7,916	△ 1.98%	
3・国庫支出金	2,611	4,785	△ 2,174	△ 45.43%	
4・県支出金	488	976	△ 488	△ 50.00%	
5・財産収入	2,221	1,489	732	49.16%	
6・寄附金	1	1	0	0.00%	
7・繰入金	325,291	191,304	133,987	70.04%	
8・繰越金	16,160	16,160	0	0.00%	
9・諸収入	65,230	99,953	△ 34,723	△ 34.74%	
10・組合債	43,600	757,500	△ 713,900	△ 94.24%	
歳入合計	4,948,461	5,426,794	△ 478,333	△ 8.81%	

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	令和8年度	令和7年度	比 較	増 減 率	備 考
1・議会費	620	620	0	0.00%	
2・総務費	411,097	398,169	12,928	3.25%	
3・民生費	62,320	56,182	6,138	10.93%	
4・衛生費	2,262,596	2,128,053	134,543	6.32%	
5・消防費	2,107,407	2,725,915	△ 618,508	△ 22.69%	
6・公債費	84,221	97,655	△ 13,434	△ 13.76%	
7・予備費	20,200	20,200	0	0.00%	
歳出合計	4,948,461	5,426,794	△ 478,333	△ 8.81%	

## 一般会計 歳入歳出決算

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
1・分担金及び負担金	3,762,500	3,632,390	3,278,524	3,236,350	3,422,387
2・使用料及び手数料	397,415	269,910	289,874	282,954	272,499
3・国庫支出金	12,343	1,682	13,681	22,845	445,283
4・県支出金	458	824	13,521	5,812	2,096
5・財産収入	726	333	294	2,977	359
6・寄附金	0	0	0	0	0
7・繰入金	0	0	0	17,141	39,292
8・繰越金	123,745	111,088	175,443	199,670	143,925
9・諸収入	144,645	115,937	133,908	123,352	144,640
10・組合債	112,300	75,800	43,400	55,500	196,800
歳入合計	4,554,132	4,207,964	3,948,645	3,946,601	4,815,190

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
1・議会費	575	580	510	733	585
2・総務費	364,901	339,340	341,069	331,907	345,445
3・民生費	52,210	45,048	48,835	49,055	44,773
4・衛生費	1,875,541	1,699,048	1,469,372	1,393,043	1,329,888
5・消防費	2,012,023	1,843,279	1,850,336	1,874,699	2,640,341
6・公債費	109,446	111,576	127,435	121,722	99,361
7・予備費	0	0	0	0	0
歳出合計	4,414,696	4,038,871	3,837,557	3,771,159	4,460,393

## 令和8年度 特別会計 当初予算

(単位：千円、税込)

年度	収益の収入		収益の支出		資本の収入		資本の支出	
令和8年度	営業収益	726,054	営業費用	914,787	企業債	544,600	建設改良費	551,522
	営業外収益	323,215	営業外費用	40,704	-	-	企業債償還金	291,244
	特別利益	16,490	特別損失	1	-	-	-	-
	-	-	予備費	5,000	-	-	-	-
	用水供給事業収益計	1,065,759	用水供給事業費用計	960,492	資本の収入計	544,600	資本の支出計	842,766

## 特別会計 収入支出決算

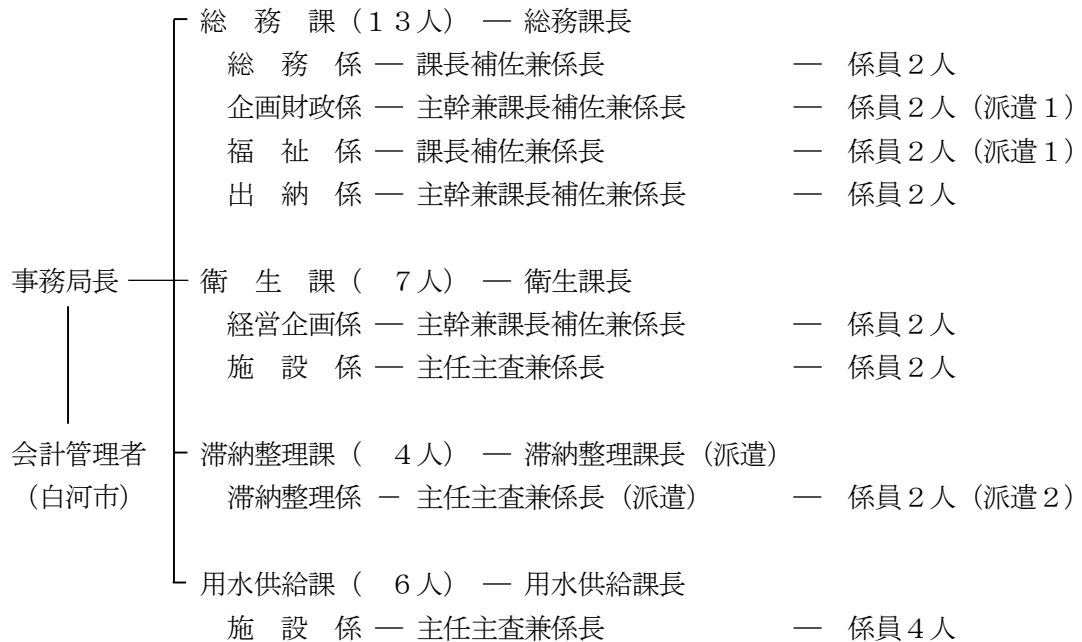
(単位：千円、税込)

年度	収益の収入		収益の支出		資本の収入		資本の支出	
令和6年度	営業収益	726,055	営業費用	907,888	企業債	1,290,500	建設改良費	1,290,685
	営業外収益	464,132	営業外費用	32,006	-	-	企業債償還金	304,919
	特別利益	48,322	特別損失	0	-	-	-	-
	用水供給事業収益計	1,238,509	用水供給事業費用計	939,894	資本の収入計	1,290,500	資本の支出計	1,595,604
令和5年度	営業収益	726,055	営業費用	742,134	企業債	0	建設改良費	0
	営業外収益	310,228	営業外費用	83,131	-	-	企業債償還金	336,116
	特別利益	50,419	特別損失	0	-	-	-	-
	用水供給事業収益計	1,086,702	用水供給事業費用計	825,265	資本の収入計	0	資本の支出計	336,116
令和4年度	営業収益	726,055	営業費用	711,974	企業債	902,300	建設改良費	902,385
	営業外収益	356,613	営業外費用	40,794	-	-	企業債償還金	359,015
	特別利益	50,686	特別損失	0	-	-	-	-
	用水供給事業収益計	1,133,354	用水供給事業費用計	752,768	資本の収入計	902,300	資本の支出計	1,261,400

事 務 局

# 事務局 (R8.4.1 現在)

## 1 組織



## 2 業務

### (1) 総務課

- 1) 組合市町村との連絡調整に関すること。
- 2) 救急医療運営費補助事業に関すること。
- 3) 介護認定審査会の設置・運営等に関すること。
- 4) 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関すること。
- 5) 情報通信ネットワーク及び共同運用システムの運営管理に関すること。
- 6) 白河地方土地開発公社に関すること。
- 7) 新白河広域観光連盟に関すること。
- 8) 白河地方福祉有償運送等運営協議会に関すること。

### (2) 衛生課

- 1) 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること。

### (3) 滞納整理課

- 1) 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 (平成 31 年法律第 3 号) 第 7 条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。

### (4) 用水供給課

- 1) 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること。

### 3 業務内容

#### (1) 総務課

##### 1) 組合市町村との連絡調整に関すること。

総務課が所管する総務・財政・情報・福祉等の構成市町村長、担当課長及び担当者会議を開催し、各部門の連絡調整を図るもの。

##### 2) 救急医療運営費補助事業に関すること。

###### ①第二次救急医療補助事業の実施

休日、夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制確保のため、協議機関として圏域市町村、病院群、消防本部、県南保健福祉事務所、医師会で「白河地方第二次救急医療運営協議会（※1）」を設立し、4病院で構成する白河地方病院群輪番制病院協議会（※2）に運営費を補助（※3）するもの。

#### ※1 白河地方第二次救急医療運営協議会

役職名	機 関 名 及 び 職 名	役職名	機 関 名 及 び 職 名
会 長	福島県県南保健福祉事務所長	委 員	会田病院長
副会長	白河医師会長	〃	塙厚生病院長
〃	東白川郡医師会長	〃	白河病院長
〃	白河市保健福祉部長	〃	矢吹町保健福祉課長
〃	棚倉町健康福祉課長	〃	西郷村厚生部長
〃	白河厚生総合病院長	〃	泉崎村保健福祉課長
〃	白河地方広域市町村圏整備組合 事務局長	〃	中島村保健福祉課長
〃	白河地方広域市町村圏消防本部 消防長	〃	矢祭町町民福祉課長
		〃	塙町健康福祉課長
		〃	鮫川村住民福祉課長
		〃	白河地方広域市町村圏消防本部 警防課長

#### ※2 白河地方病院群輪番制病院協議会

構 成 病 院 名	備 考
白河厚生総合病院、会田病院、塙厚生病院、白河病院	

#### ※3 年度別病院群輪番制搬送人数及び補助金額

年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (予定)
輪番日数	436日	438日	437日	437日	437日
搬送人数	1,801人	1,820人	1,661人	2,530人	— 人
補助金額	25,042千円	25,130千円	25,330千円	25,892千円	24,412千円

病院群輪番制病院運営事業とは、地域内の第二次救急病院が輪番方式により、当番日に必要な診療機能及び専用病床を確保し、通常の当直体制の外に、重症・救急患者の受入に対応できる医師等を置き、その医療を確保するものです。

3) 介護認定審査会の設置・運営等に関すること。

## 介 護 認 定 審 査 会

◎合議体委員内訳

		分 野	正委員	補強委員	
第 1 合議体	)	医 療	19人	9人	10人
		医師	15人	7人	8人
		歯科医師	2人	1人	1人
		薬剤師	2人	1人	1人
第 8 合議体 (隔週開催)	)	保 健	13人	8人	5人
		理学療法士	5人	3人	2人
		作業療法士	3人	2人	1人
		看護師	5人	3人	2人
	福 祉	20人	15人	5人	
		特養施設職員	4人	4人	—
		老健施設職員	4人	4人	—
介護福祉士	3人	2人	1人		
社会福祉士	1人	—	1人		
介護支援専門員	8人	5人	3人		
		合 計	52人	32人	20人

◎委員分野別内訳

委員	分 野	人数	職 種
正委員 (4名)	医 療	1人	精神科・神経科・内科・整形外科等の医師、歯科医師、薬剤師のうちから1人 ※1合議体のみ歯科医師1人と上記の医師1人の計2人
	保 健	1人	理学療法士・作業療法士・看護師のうちから1人
	福 祉	2人	特養施設職員・老健施設職員・介護福祉士・介護支援専門員のうちから2人 ※1合議体のみ上記のうちから1人
補強委員 (2名)	医 療	1人	医師・歯科医師・薬剤師のうちから1人 ※2合議体は2人
	保健・福祉	1人	理学療法士・作業療法士・看護師・介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員のうちから1人 ※2合議体は2人

※ 審査会はそれぞれ隔週1回ずつの開催となる。

※ 正委員が欠席する場合、補強委員が出席する。

◎身分、任期、報酬額等

身 分	介護認定審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の附属機関に該当する。委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、非常勤の特別職となるため、同法第34条第1項の規定に基づき守秘義務を厳守し、違反した場合には同法第60条第2号の規定により罰則が科せられる。
任 期	2年間とし再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(組合規則)
報 酬	審査会開催の都度「医師及び歯科医師」20,000円、「医師及び歯科医師以外の者」15,000円を支給する。(組合条例)
費用弁償	交通費及び通信費として委員が審査のため審査会に出席したときは、日額1,500円を支給する。(組合条例)

## 令和7年度介護認定審査会審査実績

### ①審査会開催実績

(単位：回、件)

合議体 実績	第1合議体	第2合議体	第3合議体	第4合議体	第5合議体	第6合議体	第7合議体	第8合議体	合 計
開催回数	17	15	16	18	18	14	16	14	128
審査件数	774	668	712	785	798	633	696	622	5,688

内簡素化審査件数 1,161件  
簡素化審査実施割合 20.4%

### ②市町村別実績

(単位：件)

区分 市町村	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
白河市	4	222	343	431	421	413	419	293	2,546
矢吹町	4	49	105	78	130	110	104	74	654
西郷村	1	59	85	66	136	79	103	75	604
泉崎村	1	28	41	29	38	46	46	24	253
中島村	2	21	34	41	29	30	40	17	214
棚倉町		23	90	50	128	91	128	53	563
矢祭町	1	33	22	30	51	44	58	14	253
塙 町		40	70	71	82	91	63	30	447
鮫川村		7	27	22	19	34	33	12	154
合 計	13	482	817	818	1,034	938	994	592	5,688

### ③介護認定区分の変更内訳

(単位：件)

2次 1次	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
非該当	13								13
要支援1		482		2					484
要支援2			570	73					643
要介護1			247	743	3				993
要介護2					1,031				1,031
要介護3						938	4		942
要介護4							990		990
要介護5								592	592
合 計	13	482	817	818	1,034	938	994	592	5,688

4) 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関すること。

障害者介護給付費等支給審査会

◎合議体委員内訳

		分 野	正委員	補強委員
第1合議体	医療	6人	3人	3人
		精神科医師	2人	—
		その他の医師	4人	3人
	身体障がい	3人	3人	—
		障がい者支援施設職員	1人	—
		理学療法士	1人	—
作業療法士		1人	—	
第3合議体	知的障がい	6人	3人	3人
		障がい者支援施設職員	3人	—
		社会福祉士	3人	3人
	精神障がい	3人	3人	—
		精神保健福祉士	3人	—
		合 計	18人	12人

◎委員分野別内訳

委員	分 野	人数	職 種
正委員 (4人)	医療	1人	精神科医師・その他の医師
	身体障がい	1人	障がい者支援施設職員・理学・作業療法士のうちから1人
	知的障がい	1人	障がい者支援施設職員
	精神障がい	1人	精神保健福祉士
補強委員 (2人)	医療	1人	医師
	身体・知的 精神障がい	1人	社会福祉士

※ 正委員が欠席する場合、補強委員が出席する。

◎身分、任期、報酬額等

身 分	障害者介護給付費等支給審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の附属機関に該当する。委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、非常勤の特別職となるため、同法第34条第1項の規定に基づき守秘義務を厳守し、違反した場合には同法第60条第2号の規定により罰則が科せられる。
任 期	2年間とし再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(組合規則)
報 酬	審査会開催の都度「医師」20,000円、「医師以外の者」15,000円を支給する。(組合条例)
費用弁償	交通費及び通信費として委員が審査のため審査会に出席したときは、日額1,500円を支給する。(組合条例)

## 令和7年度障害者介護給付費等支給審査会審査実績

### ①審査会開催実績

(単位：回、件)

実績	合議体			
	第1合議体	第2合議体	第3合議体	計
開催回数	8	7	8	23
審査件数	129	120	122	371

### ②市町村別実績

(単位：件)

市町村名	区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	再調査	計
	白河市			1	25	27	34	41	54	
矢吹町				4	10	1	6	16		37
西郷村			2	12	9	10	13	10		56
泉崎村				1	2	3	4	4		14
中島村				1	1	2	3	6		13
棚倉町				3	2	7	4	5		21
矢祭町				4	2	8	2	3		19
塙町				5	2	6	6	1		20
鮫川村				2		3		4		9
計			3	57	55	74	79	103		371

### ③審査判定内訳

(単位：件)

区分 種別	新規	更新	区分変更	再調査	計	有効期間内訳			計
						12ヶ月	24ヶ月	36ヶ月	
身体障がい	15	26	1		42			42	42
知的障がい	17	161	5		183			183	183
精神障がい	22	41	4		67			67	67
難病	2	1			3			3	3
身体・知的	1	40	1		42			42	42
身体・精神	3	1	2		6			6	6
知的・精神	1	12			13			13	13
難病・身体	1	4	2		7			7	7
難病・知的									
難病・精神			1		1			1	1
身・知・精		3			3			3	3
難・身・知		4			4			4	4
難・身・精									
難・知・精									
難・身・知・精									
計	62	293	16		371			371	371
								非該当	

### ④障害支援区分の変更内訳

(単位：件)

1次	2次	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	再調査	計
		非該当								
区分1			3							3
区分2				57						57
区分3					55					55
区分4						74				74
区分5							79	1		80
区分6								102		102
計			3	57	55	74	79	103		371

5) 情報通信ネットワークの整備・管理及び情報センターの設置、運営管理に関する  
こと。

## 白河地方広域市町村圏情報通信ネットワーク事業

(1) 事業の目的

- ① 電子自治体実現に向け、自営光ケーブルを敷設することで、ブロードバンドネットワーク（超高速通信）環境を低コストで実現する。
- ② 各システムの設備及び運用管理コストの削減を図るため、広域ネットワーク環境を活用し、各種システムを共同利用することにより効率的かつ低コストなシステム運用を実現する。

(2) 事業の概要

1) 事業の概略

IDC フロンティア白河データセンターと各市町村役場及び公民館・学校等の公共施設を光ファイバーで接続し、総合行政ネットワーク（LGWAN）及びインターネットへの専用線接続並びに市町村学校統合型校務支援ネットワーク専用線接続を実施するとともに、電子自治体実現に向けた各種アプリケーションシステムを共同で管理運営するための環境を整備している。

2) 参加市町村

白河市・矢吹町・中島村・棚倉町・矢祭町・埴町・鮫川村  
白河地方広域市町村圏整備組合

3) 敷設した光ケーブル

- ① 延長：350.14 km
- ② 通信速度：幹線（100 芯）10 ギガビット、支線（8 芯）100 メガビット

4) 導入アプリケーション

- ① インターネット接続システム及びインターネット仮想化システム  
（一般住民利用及び行政職員利用のためのインターネット環境整備）
- ② ホームページ作成システム  
（住民への情報提供のためのホームページ作成システムの整備）
- ③ 総合行政ネットワーク（LGWAN）接続システム（国・県との情報通信網の整備）
- ④ 市町村学校統合型校務支援ネットワーク接続システム  
（福島県教育委員会運用システムへの通信網の整備）
- ⑤ 公会計システム（内部事務の効率化）
- ⑥ 固定資産管理システム（内部事務の効率化）
- ⑦ 人事給与システム（内部事務の効率化）
- ⑧ 文書管理システム（内部事務の効率化）
- ⑨ グループウェアシステム（内部事務の効率化） 等

6) 白河地方土地開発公社に関すること。

## 白 河 地 方 土 地 開 発 公 社

①設立年月日 昭和48年2月12日

②機 構

理 事 長 — 副理事長（2人）— 理事（6人）— 監事（3人）

業務部（4人）

専務理事 — 出納室（2人）

※専務理事以下7人は、当組合職員が兼務

③構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村・中島村・棚倉町・  
矢祭町・埴町・鮫川村

④業 務 公有用地・公用地等の取得、管理、処分等

⑤出 資 金 1,000万円

(単位：万円)

市町村名	出資額	市町村名	出資額	市町村名	出資額
白河市	390	矢吹町	95	西郷村	85
泉崎村	55	中島村	50	棚倉町	95
矢祭町	70	埴 町	95	鮫川村	65

⑥事業実績（過去5年）

(単位：件、㎡、千円)

年度	受託 事業数	取得面積	取得金額	完了 事業数	売払面積	売払金額
R3	—					
R4	—					
R5	—					
R6	—					
R7	—					

7) 新白河広域観光連盟に関すること。

## 新 白 河 広 域 観 光 連 盟

- ① 設立年月日 昭和57年4月21日
- ② 機 構  
 会長 — 副会長 (3人) — 監事 (2人) — 会員 (7人)
- 事務局長 — 課長  
 — 主幹兼課長補佐兼係長
- 職員 (2人)  
 観光案内所  
 (案内スタッフ1名が常駐)

※観光案内所業務は、民間に委託
- ③ 構成団体 白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村・中島村・棚倉町・矢祭町・  
 塙町・鮫川村・石川町・浅川町・那須町・天栄村
- ④ 目的 会員相互の連携を密にし、広域観光の推進を図る。
- ⑤ 業 務 1) 新白河広域観光案内所の運営  
 2) 広域的観光の推進に必要な事業

### 令和8年度事業計画

区分	事業名	事業内容
1	新白河広域観光案内所の運営	新白河駅構内の新白河広域観光案内所で、通年にわたり当地方の観光地等の総合案内を実施する。
2	新白河観光写真展の開催	行楽客・帰省客を対象に当地方の観光地をPRするため、各観光地の四季折々の写真を新白河駅構内にて展示する。
3	東北の観光案内所ネットワーク化事業	東北の各都市の観光案内所をネットワーク化し、旅行者に対して広域観光情報を多言語で提供する体制を構築するとともに、合同研修会を通じて、観光案内所職員のスキルアップを図る。 また、首都圏の観光案内所と連携を強化し、東北への誘客や周遊促進を図る。 ①デジタルサイネージを活用した東北プロモーションの強化 ②観光案内所スタッフ合同研修会 ③首都圏観光案内所との連携
4	観光アクセス情報提供機能強化事業	観光周遊の起点となる観光案内所において、圏内観光地への移動に関する情報を整理し、利便性向上と利用者の円滑な移動を支援する。あわせて案内手法の充実を図り、紙媒体とデジタル情報それぞれの特性を踏まえ、利用者に応じた提供方法を検討する。さらに、ふくしまDCを契機とした来訪者の増加にも対応し、分かりやすく利用しやすい環境の整備を目指す。

## 8) 白河地方福祉有償運送等運営協議会の運営に関すること。

### ①白河地方福祉有償運送等運営協議会の目的

下記に掲げる市町村の地域における特定非営利活動法人、社会福祉法人、医療法人、公益法人等（以下「NPO法人等」という。）による道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録により行われる有償のボランティア輸送について、その必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するため設置するもの。

別表1 構成市町村

白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村
------------------------------------

別表2 協議会の委員

関係する地方公共団体の長又はその指名する職員	2名
公共交通に関する学識経験者	1名
関係する地域住民の代表	2名
想定される有償運送の利用者の代表	2名
関係する地域ボランティア団体の代表	2名
関係する地域の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表	4名
関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表	1名
構成市町村内の福祉有償運送実施団体の代表	1名
東北運輸局福島運輸支局長又はその指名する職員	1名
福島県職員	1名
構成市町村職員の代表	3名

別表3 福祉有償事業者申請経過及び申請予定

番号	法人名	R6	R7	R8
1	社会福祉法人 白河市社会福祉協議会	廃止		
2	東西しらかわ農業協同組合		更新	
3	社会福祉法人 矢吹町社会福祉協議会		更新	
4	社会福祉法人 西郷村社会福祉協議会		更新	
5	社会福祉法人 泉崎村社会福祉協議会		更新	
6	社会福祉法人 中島村社会福祉協議会		更新	
7	社会福祉法人 矢祭町社会福祉協議会		更新	
8	社会福祉法人 埴町社会福祉協議会		更新	
9	社会福祉法人 甲子の里福祉会			更新
10	社会福祉法人 清峰会		廃止	
11	特定非営利活動法人 ほわっといしかわ	新規	廃止	

## (2) 衛生課

### 1) 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること。

一般廃棄物処理事業は、昭和41年1月に白河市と西白河郡内の8市町村（H17.11月の市町村合併により5市町村となる）により「西白河地方衛生処理一部事務組合」を設立し、ごみ処理施設・し尿処理施設・埋立処分場の管理・運営並びにごみ及びし尿の収集運搬業務を実施してまいりました。

また、ごみの減量化と資源化を推進するためリサイクルプラザを建設し、資源ごみのリサイクルに取り組むとともに、埋立処分場の延命化に努めています。

平成24年4月1日の白河地方広域市町村圏整備組合との統合後は、衛生課において、業務を継続しています。

## 1. ごみ処理事業

### 1) ごみ処理事業の各施設

#### ①ごみ焼却処理事業

名 称	西白河地方クリーンセンター
所 在 地	白河市亀石1番地
竣 工 年 月 日	平成7年3月25日
構 造	鉄筋コンクリート及び鉄骨造 地下3階・地上5階 延床面積 4,097.80㎡ 車庫棟 鉄骨平屋建 延床面積 204.96㎡
施設運営管理	委託

#### ②廃棄物資源化事業

名 称	西白河地方リサイクルプラザ
所 在 地	白河市亀石1番地
竣 工 年 月 日	平成16年3月31日
敷 地 面 積	74,820㎡
構 造	鉄骨、一部鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階 延床面積 6,943.18㎡
施設運営管理	委託

#### ③埋立処分場事業

名 称	西郷埋立処分場
所 在 地	西郷村大字羽太字弥六林地内
竣 工 年 月 日	昭和56年12月28日
総 面 積	51,845㎡
埋 立 容 量	482,132㎡
埋 立 面 積	28,639㎡
残 余 容 量	74,055.70㎡
残余埋立期間	23.6年（令和7年12月測定）
施設運営管理	委託
重 機	バックホウ1台、トラッシュコンパクタ1台

※ごみの分別区分（全戸配付冊子 資源とごみの正しい分け方と出し方参照）

- ・可燃ごみ → 台所の生ごみ、革製品、わりばし、草・枝
- ・古紙類等 → 新聞、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装
- ・資源ごみ → かん類・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、衣類等
- ・不燃ごみ → 植木鉢、傘、ガラスくず、瀬戸物、ポット、ラジカセ、ゲーム機、有害ごみ（乾電池、蛍光管、体温計）
- ・粗大ごみ → 可燃性・不燃性粗大ごみ

2) ごみ処理の状況

(単位：t・%)

区 分		令 和				
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
可燃ごみ	処 理 量	34,270	34,210	34,158	32,191	31,995
	前年度比	95.71	99.82	99.85	94.24	99.39
不燃ごみ・資源ごみ、 古紙類	処 理 量	6,076	5,758	5,676	5,038	4,853
	前年度比	110.51	94.77	98.58	88.76	96.33
計	処 理 量	40,346	39,968	39,834	37,229	36,848
	前年度比	97.68	99.06	99.66	93.46	98.98

他自治体受託分（可燃ごみ：那須塩原市受託分2,529 t）を除く

3) ごみ処理の内訳

①可燃ごみの処理量（令和6年度）

(単位：t)

市町村別			白河市	矢吹町	西郷村	泉崎村	中島村	組合全体	
ク リ ー ン セ ン タ ー 処 理 量	生 活 系	収集	可燃ごみ	9,191	2,549	3,051	838	609	16,238
		可燃性粗大ごみ	24	4	7	2	1	38	
	搬 入	可燃ごみ	555	71	188	45	30	889	
		不法投棄等減免	22	3	32	6	2	65	
		畳	30	4	9	4	3	50	
		可燃性破砕物	772	215	255	75	55	1,372	
		し尿汚泥	957	266	187	87	155	1,652	
		火災廃材	40	0	48	14	0	102	
	計			11,591	3,112	3,777	1,071	855	20,406
	事 業 系	許可業者収集	6,092	1,604	2,263	554	150	10,663	
持ち込み		568	71	171	62	26	898		
畳		26	1	0	1	0	28		
計			6,686	1,676	2,434	617	176	11,589	
災 害 分	可燃ごみ	0	0	0	0	0	0		
	木くず	0	0	0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0		
可燃ごみ 計			18,277	4,788	6,211	1,688	1,031	31,995	

②不燃・資源ごみの処理量（令和6年度）

(単位：t)

市町村別			白河市	矢吹町	西郷村	泉崎村	中島村	組合全体	
リ サ イ ク ル	生 活 系	収集	不燃ごみ	597	172	186	54	47	1,056
		資源ごみ	1,211	347	416	120	81	2,175	
		古紙類	600	80	177	76	37	970	
		不燃性粗大ごみ	22	5	7	2	1	37	

プラザ処理量	搬入	不燃ごみ	297	42	99	24	19	481
		不法投棄等減免	4	1	3	1	1	10
		廃家電4品目	21	4	6	2	1	34
		廃タイヤ	9	2	3	1	1	16
	計	2,761	653	897	280	188	4,779	
	事業系	許可業者収集	29	33	5	5	2	74
		持ち込み	0	0	0	0	0	0
		計	29	33	5	5	2	74
	災害分 不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	
	不燃・資源ごみ 計	2,790	686	902	285	190	4,853	
総 処 理 量		21,067	5,474	7,113	1,973	1,221	36,848	

#### 4) 資源化量

(単位：t)

種 別		令 和				
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
古紙類等	新聞	391	397	367	314	301
	雑誌	333	297	275	250	255
	段ボール	481	470	442	405	404
	紙パック	4	4	3	2	3
	紙製容器包装	10	9	7	3	6
	シュレツダー紙	3	3	3	1	1
	衣類等	7	4	4	4	4
小計		1,229	1,184	1,101	979	974
資源ごみ	スチール缶	106	100	96	86	78
	鉄くず	470	408	377	289	271
	アルミ缶	143	144	147	140	133
	アルミくず	55	48	41	37	34
	ガラスびん類 (無色、茶、その他、生びん)	627	600	556	535	542
	ペットボトル	152	169	197	198	197
	プラスチック製容器包装類	513	521	491	468	446
	その他の資源	36	35	34	28	24
小計		2,102	2,025	1,939	1,781	1,725
合 計		3,331	3,209	3,040	2,760	2,699

#### 5) 埋立処分量

(単位：t)

種 別		令 和				
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
焼却残渣 (主灰・飛灰)		4,185	4,052	3,957	3,537	926
不燃残渣		830	843	863	658	602
災害分 (残渣類・瓦くず・ガラス類・壁材)		1,693	170	187	156	320
一斉清掃 (土砂)		—	—	—	—	44
計		6,708	5,065	5,007	4,351	1,892

6) ごみ収集計画

市町村名		可燃・可燃性資源ごみ	資源ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
白河市	白河地区	週2回(月・木)	週1回(火)	金曜日隔週	地区ごとに 水曜日隔週  白河地区(白河市)  西白河地区 (矢吹町、西郷村、 泉崎村、中島村)
	表郷地区		週1回(水)		
	大信地区	週2回(火・金)			
	東地区	週2回(月・木)	週2回(火・金)		
	矢吹町	週2回(火・金)			
	西郷村				
	泉崎村				
中島村					

7) 一般廃棄物処理手数料(西白河地方クリーンセンター・リサイクルプラザ)

区分	ごみ処理手数料の額(消費税を含む)
家庭系のごみ	<p>1. 可燃ごみ、不燃ごみを組合が収集、運搬及び処分する場合 ごみ袋(令和元年10月1日改定)</p> <p>(1) 可燃・不燃ごみ袋 大(45リットル・黒印刷) 20枚入り1束につき 786円</p> <p>(2) 可燃・不燃ごみ袋 小(30リットル・黒印刷) 20枚入り1束につき 589円</p> <p>(3) 可燃・不燃ごみ袋 特小(20リットル・黒印刷) 20枚入り1束につき 389円</p> <p>※資源ごみ用指定袋(かん類・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、衣類等)のごみ処理手数料は無料</p>
	<p>2. 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみを住民が直接搬入し、組合が処分する場合</p> <p>(1) 可燃・不燃ごみ 最初の10キログラムまで 150円 以降 10キログラムごと 150円</p> <p>(2) 処理困難なごみ 廃家電4品目 1台につき 1,700円 タイヤ 1本につき 600円 畳 1枚につき 500円</p> <p>※廃家電4品目とは、家電リサイクル法の対象となるテレビ、エアコン、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(衣類乾燥機)を指す。</p>
	<p>3. 粗大ごみを組合が収集、運搬及び処分する場合 (◆粗大ごみ戸別収集制度)</p> <p>(1) 収集運搬料金(基本料金) 1回につき 1,500円</p> <p>(2) 処理料金 廃家電4品目 1台につき 1,700円 タイヤ 1本につき 600円 その他 1点につき 500円</p>
事業系のごみ	<p>可燃ごみ、不燃ごみを事業者が直接搬入し、組合が処分する場合</p> <p>(1) 可燃・不燃ごみ 最初の10キログラムまで 200円 以降 10キログラムごと 200円</p> <p>※事業者が直接搬入するごみのうち、不燃ごみは許可業者が家庭から収集、運搬するごみをいう。</p>
動物の死体	<p>犬、猫等の死体1体につき 1,000円</p>

8) 指定ごみ袋の規格及び販売価格等 (令和元年10月1日改定)

○ごみ袋の価格

(単位：円・税込み)

袋の種類	可燃・不燃ごみ			資源ごみ (ごみ処理手数料 無料)	
	黒			青	
規格	大	小	特小	大	小
袋の原価 (20枚入り1束)	251	178	168	249	176
ごみ処理手数料 (20枚入り1束)	786	589	389	0	0
販売手数料 (20枚入り1束)	63	63	63	63	63
小売価格 (20枚入り1束)	1,100	830	620	312	239

○ごみ袋の規格

袋の種類	可燃ごみ・不燃ごみ			資源ごみ	
	大	小	特小	大	小
容量	45ℓ	30ℓ	20ℓ	45ℓ	30ℓ
寸法	65cm×80cm	50cm×70cm	40cm×65cm	65cm×80cm	50cm×70cm
肉厚	0.035mm			0.025mm	
材質	軟質ポリエチレン			硬質ポリエチレン	
透度	透 明				

## 2. し尿処理事業

名 称	白河地方清掃センター
所 在 地	白河市大牛埴41番地
敷 地 面 積	8,768.1㎡
延 床 面 積	1,910.71㎡
収 集 方 法	許可業者 5業者 収集車両 21台
処 理 量	28,812kℓ (1日平均 78.9kℓ)
し尿処理手数料	収集運搬許可業者より徴収 18リットル/3円
施設運転管理	委託

### 1) 市町村別し尿・汚泥投入量の実績

(単位：kℓ)

市 町 村	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
白 河 市	17,244	17,284	17,793	16,734	16,683
矢 吹 町	5,196	4,862	4,763	5,000	4,639
西 郷 村	3,811	3,818	3,651	3,256	3,268
泉 崎 村	1,488	1,495	1,491	1,611	1,512
中 島 村	2,593	2,615	2,583	2,630	2,710
計	30,332	30,074	30,281	29,231	28,812

### 2) し尿・浄化槽、農業集落排水処理汚泥投入量の実績

(単位：kℓ)

種 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し 尿	3,717	3,674	3,502	3,261	3,257
浄化槽汚泥	19,304	18,935	19,739	18,729	18,340
農集汚泥	7,311	7,465	7,040	7,241	7,215
計	30,332	30,074	30,281	29,231	28,812

### 3) 汚泥処理量の実績

(単位：t)

種 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
焼 却 処 理	1,995	1,933	1,776	1,711	1,652

※原発事故の影響により、汚泥の放射性セシウム濃度が200Bq/kgを超えていたため、平成23年7月から  
は肥料としての緑農地還元は行わず、西白河地方クリーンセンターでの焼却処分としている。

(旧) 西白河地方衛生処理一部事務組合のあゆみ

年 月	あ ゆ み
昭和41年 1月	西白河地方衛生処理一部事務組合設立（1市1町6村） 白河市独自で建設した白河市清掃センター（し尿処理施設 昭和37年竣工 36kℓ／日）を組合に無償移管する
昭和42年 9月	白河市独自で建設した「し尿処理施設 昭和42年9月竣工 45kℓ／日」を組合に無償移管する
昭和45年 4月	ごみ焼却施設 25 t 炉（12.5 t × 2 機械バッチ）竣工（組合で建設）
〃 11月	白河市独自で建設した白河市ごみ焼却場（15 t 炉）及び収集車両4台を組合に無償移管し、ごみの広域収集始まる
昭和50年 4月	ごみ焼却施設 50 t 炉（25 t × 2 機械バッチ）竣工 75 t／日処理体制となった
昭和54年12月	し尿処理施設 40kℓ/日竣工 121 k ℓ／日処理体制となった
昭和55年 8月	浸出液処理施設を備えた西郷埋立処分場（最終処分場）建設工事着工
昭和56年12月	西郷埋立処分場（最終処分場）建設工事竣工
昭和57年10月	白河地方隔離病舎組合の解散により、組合が隔離病舎の運営を引き継ぐ
昭和60年 5月	可燃ごみ排出量の急増及び「新ごみ焼却施設建設工事の遅れ」等により、現有施設の焼却対応能力が著しく不足したことから、一般家庭のごみ収集体制や事業系搬入ごみの受け入れ業務に支障がでてきたため、ごみ減量化及び分別排出・分別収集を促進するため、可燃ごみ・不燃ごみの2分別方式による指定袋収集制度を検討し、5月に西郷村が開始し、翌年4月にかけ順次構成市町村で施行となった
平成 4年 7月	ごみ焼却施設「西白河地方クリーンセンター」建設工事着工 （白河市字亀石1番地）
平成 7年 3月	西白河地方クリーンセンター建設工事竣工
〃 4月	組合事務所を白河市字藤沢23番地から白河市字亀石1番地に移転
平成 9年10月	容器包装リサイクル法施行（7品目）
平成10年 4月	白河地方清掃センター「し尿処理施設」整備工事着工
〃 8月	8月27日に組合管内地域で集中豪雨による災害が発生し、構成市町村及び組合施設が甚大な被害を受けた 「災害ごみ 5,890 t 発生」
平成11年 4月	伝染病予防法の廃止に伴い、白河地方隔離病舎の用途を廃止する
〃 7月	ごみ処理有料化の施行に先立ち、有料袋サンプルを全世帯に無料配付し試行実施
〃 10月	分別排出・分別収集によるごみ処理有料化の施行及び粗大ごみの戸別収集開始

年 月	あ ゆ み
平成12年 1月	ダイオキシン類特別措置法施行「小型焼却炉使用規制」
〃 3月	白河地方清掃センター「し尿処理施設」改修工事竣工
〃 4月	容器包装リサイクル法の完全施行により、資源ごみ10品目の分別排出・分別収集を実施
〃 5月	白河地方清掃センター「高度処理施設整備及び管理棟」建設工事着工
平成13年 4月	組合独自に不法投棄監視員を配置 廃棄物処理法改正「野焼き禁止」 家電リサイクル法施行（4品目）
〃 8月	西白河地方リサイクルプラザ造成工事着工
平成14年 3月	白河地方清掃センター「高度処理施設整備及び管理棟」建設工事竣工
〃 5月	ごみの減量化・資源化施設の西白河地方リサイクルプラザ建設工事着工
〃 7月	西白河地方リサイクルプラザ造成工事竣工
平成15年10月	資源有効利用促進法に基づくパソコンリサイクル法施行
平成16年 3月	西白河地方リサイクルプラザ建設工事竣工
平成17年11月	組合構成市町村の合併により、構成8市町村から1市1町3村の5市町村となる
平成21年 4月	家電リサイクル法改正、2品目が追加され6品目となった
平成22年 4月	資源物持ち去り監視業務（早朝パトロール）実施
平成23年 3月	3月11日、東日本大震災により構成市町村及び組合施設が甚大な被害を受け、災害廃棄物の受入処理を行うとともに、被災施設の復旧を開始した
平成24年 2月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成24年4月1日統合に伴い、解散及び財産処分に関する構成市町村との協議が整う 県知事へ解散の届出を行う
〃 3月31日	西白河地方衛生処理一部事務組合解散
〃 4月 1日	組合統合 白河地方広域市町村圏整備組合が事務を承継し、衛生課が業務担当となる

(3) 滞納整理課

1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 7 条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。

三位一体の改革により、国から地方への税源移譲が平成 19 年度に実施され、地方における税務行政は税負担の公平性を維持し税収入を確保するため、厳正な滞納処分を実施する専門的な組織の設置が求められてきました。

しかしながら、平成 21 年のリーマンショック以降、長引く景気低迷、更には東日本大震災の影響により、市町村の基幹的財源である「地方税」の確保は年々厳しさを増す中、圏域 9 市町村共通の喫緊の課題である地方税滞納の解消を図るとともに、市町村行政への信頼性の確保と向上を図るため、共同で滞納整理を実施する専門的な組織が必要であるとの結論に至り、平成 26 年 10 月 1 日に白河地方広域市町村圏整備組合に滞納整理課を新設し、市町村からの派遣職員 4 名体制により業務を実施しています。

1. 業務内容

- ① 構成市町村から滞納事案を引き受けて、財産調査や搜索のうえ財産の差押えや公売による換価を行う。
- ② 構成市町村職員の徴収技術や専門知識の向上を図る。

2. 令和 7 年度の実績

(1) 引受案件状況

(単位：千円、件)

区 分	割当件数	引受件数	引受滞納額本税
R 7	250	207	96,363

(2) 滞納額階層別移管件数内訳（本税ベース）

(単位：千円、件、%)

区 分	0~500	500 ~ 1,000	1,000 ~ 2,000	2,000 ~ 3,000	3,000 以上	計
R 7	158	25	17	4	3	207
割 合	76.33	12.08	8.21	1.93	1.45	100.00

## (3) 処理状況

(単位：件)

区 分	引受件数	完納件数	一部納付件数	差押件数	納付誓約件数
R 7	207	108	86	331	103

## (4) 収納状況

(単位：千円、件、%)

区 分	引受滞納額 (A)	徴収金額 (B)		本税徴収率 (C/A)	完納件数	完納率	
		本税(C)	附帯金等 (B) - (C)				
R 7	96,363	77,190	56,361	20,829	58.49	108	52.17

## (5) 税目別徴収状況

(単位：千円、%)

税 目	引受滞納額本税 (A)	徴収額本税 (B)	徴収率 (B/A)
市 町 村 民 税	24,491	16,601	67.78
固 定 資 産 税	14,189	11,405	80.38
軽 自 動 車 税	1,761	1,424	80.86
国民健康保険税	55,922	26,931	40.16
合 計	96,363	56,361	58.49

※市町村民税には個人分と法人分を含む

## (6) 滞納処分状況

(単位：千円、件、%)

区 分	差押件数 (延べ)								合 計
	不動産	自動車等	出資金	動産	預貯金	給与	保険	その他	
件 数	1	2	0	5	77	128	3	115	331
割 合 (件数)	0.3	0.6	0	1.51	23.26	38.67	0.91	34.75	100.00
換価額	441	71	0	157	6,682	8,699	523	7,646	24,219

#### (4) 用水供給課

##### 1) 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること。

水道用水供給事業は、昭和62年11月に白河市と西白河郡内の8市町村（H17.11月の市町村合併により5市町村となる）により、「白河地方水道用水供給企業団」を設立し、福島県が建設する堀川ダムを水源とした水道用水供給を行うため、昭和63年4月に福島県知事から白河地方水道用水供給事業の認可を受け、堀川ダムの建設に合わせて施設整備を行いました。

平成12年11月、堀川ダムが竣工したことにより、平成13年4月から圏域8市町村に用水供給を開始しております。

その後、平成16年12月に棚倉町が加入し、用水供給圏域が現在の6市町村となり、1日あたり最大21,310<sup>m</sup><sup>3</sup>の供給水量となっております。

平成24年4月1日の白河地方広域市町村圏整備組合との統合後は、用水供給課において、業務を継続しています。

浄水場の名称	芝原浄水場
所在地	西白河郡西郷村大字真船字芝原47番地11
敷地面積	20,294 <sup>m</sup> <sup>2</sup>
浄水能力	22,900 <sup>m</sup> <sup>3</sup> /日（一日最大取水量）
一日最大供給量	21,310 <sup>m</sup> <sup>3</sup> /日
水源	堀川ダム（多目的ダム） 位置：西郷村大字真船字横川（左岸） 西郷村大字小田倉字谷津田（右岸） 型式：中央コア型ロックフィルダム 総貯水容量：5,500,000 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 有効貯水容量：5,200,000 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
浄水方式	急速ろ過方式
浄水施設	減圧井、粉末活性炭接触池、着水井、混和池、フロック形成池、薬品沈澱池、急速ろ過池、浄水池
排水施設	排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機棟
送水施設	流量計室：9箇所【白河市白坂・表郷・東・大信、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町】 圧力調整池：白河市白坂地内【タンク容量1,000 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 】 梅ヶ沢増圧ポンプ場：白河市表郷八幡地内 鶴子山増圧ポンプ場：白河市白坂地内 緊急遮断弁室：白河市関辺川前地内
管路延長	導水管：φ400mm L=3,877m 送水管：φ200mm～φ600mm L=80,141m

◎令和7年度供給量実績

(単位：m<sup>3</sup>)

構成市町村	一日最大供給量	一日平均供給量	年間供給量	供給率
白河市	6,800	6,405	2,337,980	94.2%
矢吹町	4,800	4,800	1,752,002	100.0%
西郷村	1,600	1,460	533,078	91.3%
泉崎村	3,510	3,109	1,134,871	88.6%
中島村	1,600	1,561	569,674	97.5%
棚倉町	3,000	3,000	1,095,001	100.0%
計	21,310	20,335	7,422,606	95.4%

※一日平均供給量 = 年間供給量 ÷ 365 (366) 日

◎年間供給量実績

(単位：m<sup>3</sup>)

構成市町村	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	供給量	供給率	供給量	供給率	供給量	供給率
白河市	2,257,897	91.0%	2,286,735	91.9%	2,310,414	93.1%
矢吹町	1,750,774	99.9%	1,747,299	99.5%	1,751,262	100.0%
西郷村	536,460	91.9%	534,044	91.2%	535,783	91.7%
泉崎村	1,142,143	89.1%	1,140,142	88.8%	1,136,756	88.7%
中島村	561,834	96.2%	579,568	99.0%	572,223	98.0%
棚倉町	1,094,898	100.0%	1,098,147	100.0%	1,094,999	100.0%
計	7,344,006	94.4%	7,385,935	94.7%	7,401,437	95.2%

◎令和8年度水道法に基づく水質基準項目

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
(1)	一般細菌	19	トリクロエチレン	37	ナトリウム及びその化合物
(2)	大腸菌	20	PFOS及びPFOA	38	マンガン及びその化合物
3	ホウ素及びその化合物	21	ベンゼン	(39)	塩化物イオン
4	水銀及びその化合物	22	塩素酸	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
5	セレン及びその化合物	23	クロ酢酸	41	蒸発残留物
6	鉛及びその化合物	24	クロホルム	42	陰イオン界面活性剤
7	ヒ素及びその化合物	25	ジクロ酢酸	43	ジオキシベンゼン
8	六価クロム化合物	26	ジブromクロロメタン	44	2-メチルイソボルネオール
9	亜硝酸態窒素	27	臭素酸	45	非イオン界面活性剤
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	28	総トリハロメタン(24.26.30.31の総和)	46	フェノール類
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	29	トリクロ酢酸	(47)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)
12	フッ素及びその化合物	30	ブromジクロロメタン	(48)	pH値
13	砒素及びその化合物	31	ブromホルム	(49)	味
14	四塩化炭素	32	ホルムアルデヒド	(50)	臭気
15	1,4-ジオキサン	33	亜鉛及びその化合物	(51)	色度
16	(シス及びトランス)-1,2-ジクロエチレン	34	アルミニウム及びその化合物	(52)	濁度
17	ジクロロメタン	35	鉄及びその化合物		
18	テトラクロエチレン	36	銅及びその化合物		

※水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令「平成15年5月30日厚生労働省令第101号(一部改正：令和7年6月30日環境省令第19号)」による。

◎令和8年度広域圏水質基準項目定期検査頻度（計画）

	水質基準40項目	水質基準52項目	水質基準毎月9項目
原水(浄水場入口水)	4回/年(5, 8, 11, 2月)	—	—
浄水(浄水場出口水)	—	—	—
白河市大信流量計室(供給地点)	—	4回/年(5, 8, 11, 2月)	左記の月を除き毎月(8回/年)
その他流量計室(供給地点)	—	—	毎月(12回/年)
厚生労働省水道課長 通知規定の検査頻度	1回/年以上	—	—
供給地点の法定検査頻度	—	4回/年以上	1回/月以上

※原水は法定ではなく、水質基準適用外です。

※原水は全52項目から「消毒副生成物11項目」と「味」を除いた40項目です。

※「消毒副生成物11項目」は項目の表の項番22～32の項目です。

※毎月9項目は項目の表の項番(1), (2), (39), (47), (48), (49), (50), (51), (52)の項目です。

※定期検査以外にも、水質異常発生時には臨時検査も行います。

◎令和7年度水道法に基づく水質基準項目検査実績（延べ検体数）

（単位：検体）

	水質基準39項目	水質基準51項目	水質基準毎月9項目
	(原水)	(浄水)	(浄水)
広域圏	4	8	104
計	4	8	104

◎令和8年度放射性物質モニタリング検査頻度（計画）

	原水 (浄水場入口水)	浄水
広域圏	1回/3か月	1回/3か月
市町村	—	1回/3か月

※浄水は「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に基づく基本検査頻度です。

※原水は広域圏が独自に行います。

◎令和7年度放射性物質モニタリング検査実績（延べ検体数）

（単位：検体）

	堀川ダム流入水 (堀川)	原水 (浄水場入口水)	浄水
広域圏	12	50	50
白河市	—	—	96
矢吹町	—	—	24
西郷村	—	—	60
泉崎村	—	—	0
中島村	—	—	12
棚倉町	—	—	84
矢祭町	—	—	36
塙町	—	—	72
鮫川村	—	—	36
計	12	50	470

(旧) 白河地方水道用水供給企業団のあゆみ

年 月	あ ゆ み
昭和60年 7月	堀川ダム建設対策協議会が設置される
昭和62年 5月	白河地方水道用水供給企業団設立準備会が設置される
〃 11月	企業団設立許可(福島県指令地第975号) 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村 (1市1町6村)
〃 12月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する基本協定を県知事と締結
昭和63年 4月	水道用水供給事業経営の許可を得る(福島県指令環衛第182号)
〃 7月	厚生省に水道水源開発施設整備事業として採択される
平成 元年 9月	厚生省に特定広域化施設整備事業として採択される
平成 3年11月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※工事費概要額及び負担割合の変更
平成 5年 2月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※完成期限の変更
〃 7月	建設大臣より阿武隈川水系堀川水利使用許可を得る(建設省東北地河調発第11号)
平成 7年10月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※占用面積及び完成期限
平成 9年10月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※工事費概要額の変更
平成10年 6月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※占用面積の変更
平成11年 5月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※完成期限の変更
平成12年 1月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※完成期限の変更
〃 11月	棚倉町分水に関する基本協定を棚倉町と締結
〃 11月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※構造の変更
平成13年 4月	用水供給開始(18,310m <sup>3</sup> /日)
平成16年12月	棚倉町の企業団加入 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村・棚倉町 (1市2町6村) 用水供給量変更(最大21,310m <sup>3</sup> /日)
平成17年 4月	棚倉町へ1日あたり最大3,000m <sup>3</sup> の供給を開始する ※全体の用水供給量(最大21,310m <sup>3</sup> /日)
平成24年 2月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成24年4月1日統合に伴い、解散及び財産処分に関する構成市町村との協議が整う 県知事へ解散の届出を行う
〃 3月31日	白河地方水道用水供給企業団解散
〃 4月 1日	組 合 統 合 白河地方広域市町村圏整備組合が事務を承継し、用水供給課が業務担当となる

白河地方広域市町村圏整備組合管路

管路別

導水管：ダクタイル鋳鉄管			道・導水管延長		管径(mm)		延長(m)	
路線	管径(mm)	延長(m)	導水管	管径(mm)				
導水管	φ400	3,877	合計	φ600~φ200			67,841	
合計		3,877	合計				71,718	

管径別

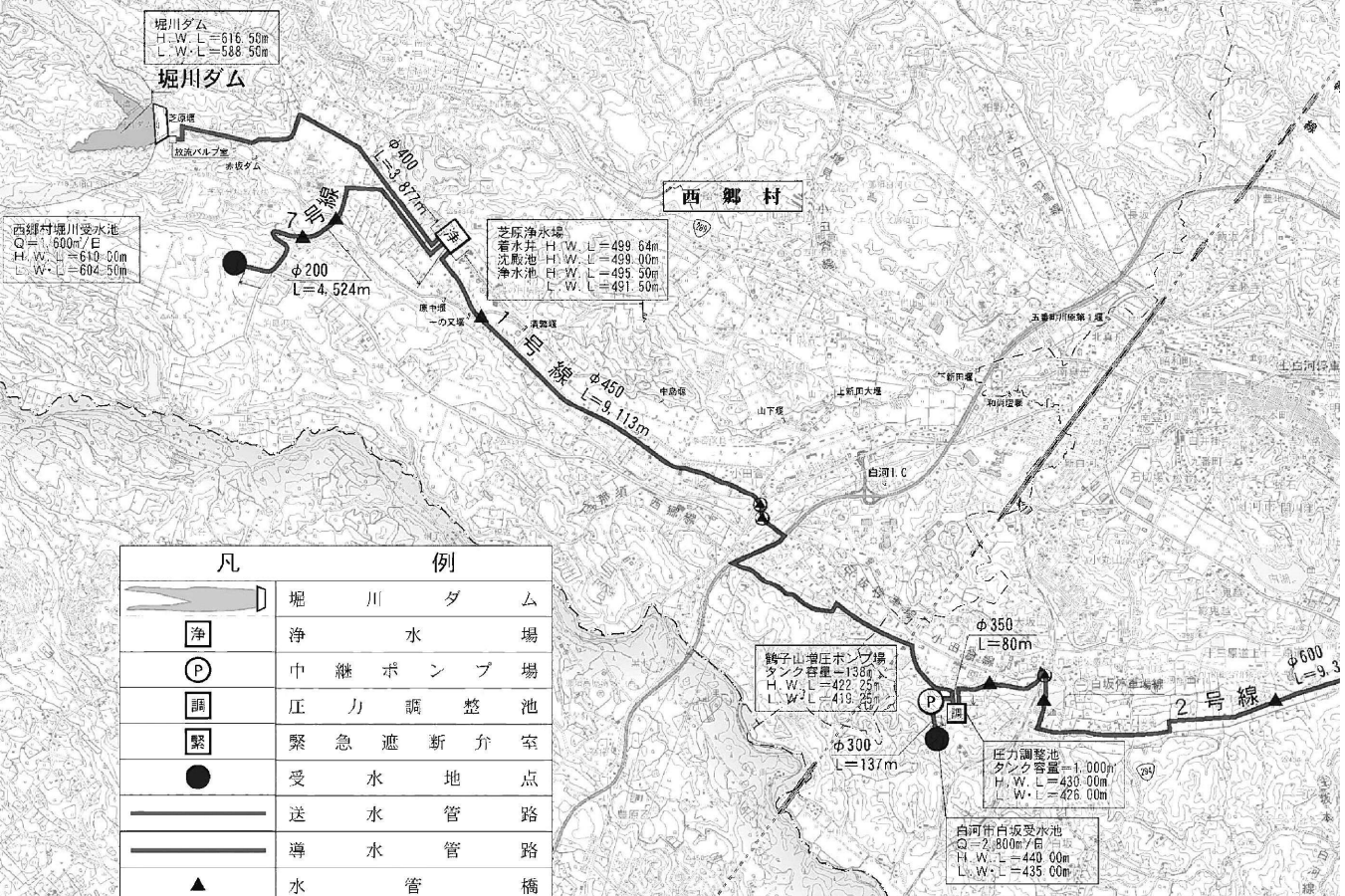
導水管	
管径(mm)	延長(m)
φ400	3,877
合計	3,877

送水管：ダクタイル鋳鉄管			送水管：ダクタイル鋳鉄管		
路線	管径(mm)	延長(m)	路線	管径(mm)	延長(m)
1号線	φ400、φ350	9,193	8号線	φ200	8,119
2号線	φ600	9,337	9号線	φ300、φ350	4,465
3号線	φ450	5,559	10号線	φ200	3,445
4号線	φ400	6,383	11号線	φ200	3,801
5号線	φ300	4,289	12号線	φ250	1,702
6号線	φ200	6,696	13号線	φ250	191
7号線	φ200	4,524	白河市流入管	φ300	137
合計			合計		67,841

送水管	
管径(mm)	延長(m)
φ600	9,337
φ450	14,673
φ400	6,383
φ350	101
φ300	8,869
φ250	1,893
φ200	26,585
合計	67,841

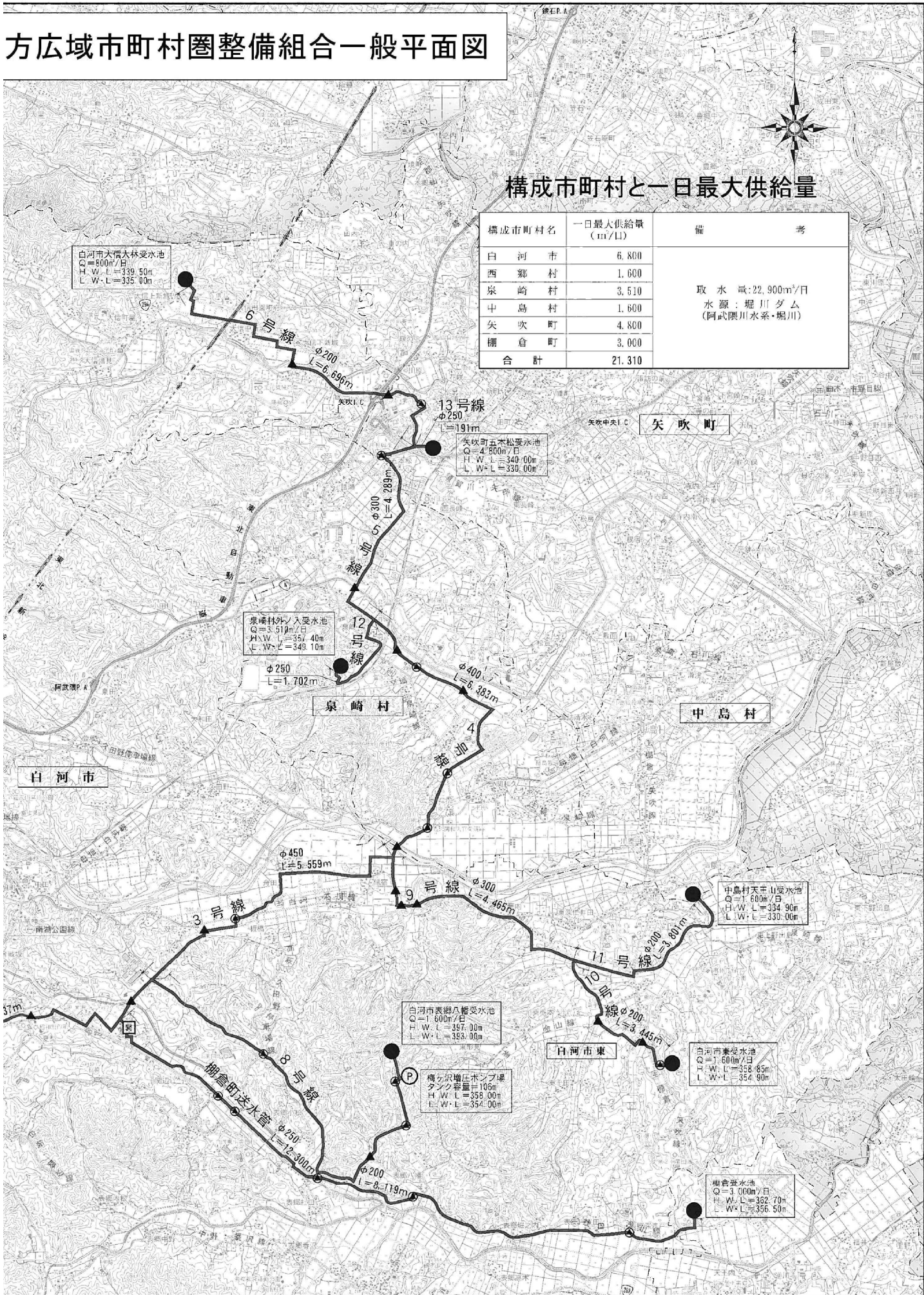
棚倉町

路線	管径(mm)	延長(m)
棚倉町送水管	φ250	12,300
合計		12,300



凡	例
	堀川ダム
	浄水場
	中継ポンプ場
	圧力調整池
	緊急遮断弁室
	受水地点
	送水管路
	導水管路
	水管橋
	推進工
	市町村界

# 方広域市町村圏整備組合一般平面図



構成市町村と一日最大供給量

構成市町村名	一日最大供給量 (m <sup>3</sup> /日)	備 考
白 河 市	6,800	取 水 量: 22,900m <sup>3</sup> /日 水 源: 堀川ダム (阿武隈川水系・堀川)
西 郷 村	1,600	
泉 崎 村	3,510	
中 島 村	1,600	
矢 吹 町	4,800	
棚 倉 町	3,000	
合 計	21,310	

白河市大橋大林受水池  
Q=500m<sup>3</sup>/日  
H・W・L=339.50m  
L・W・L=335.00m

矢吹町五本松受水池  
Q=4,800m<sup>3</sup>/日  
H・W・L=340.00m  
L・W・L=330.00m

泉崎村外ノ入受水池  
Q=3,510m<sup>3</sup>/日  
H・W・L=357.40m  
L・W・L=349.10m

中島村天井山受水池  
Q=1,600m<sup>3</sup>/日  
H・W・L=334.90m  
L・W・L=330.00m

白河市表郷八幡受水池  
Q=1,600m<sup>3</sup>/日  
H・W・L=397.00m  
L・W・L=389.00m

白河市東受水池  
Q=1,600m<sup>3</sup>/日  
H・W・L=358.85m  
L・W・L=354.90m

棚倉町受水池  
Q=3,000m<sup>3</sup>/日  
H・W・L=362.70m  
L・W・L=356.50m

棚倉町増圧ポンプ場  
タンク容量=106m<sup>3</sup>  
H・W・L=358.00m  
L・W・L=354.00m

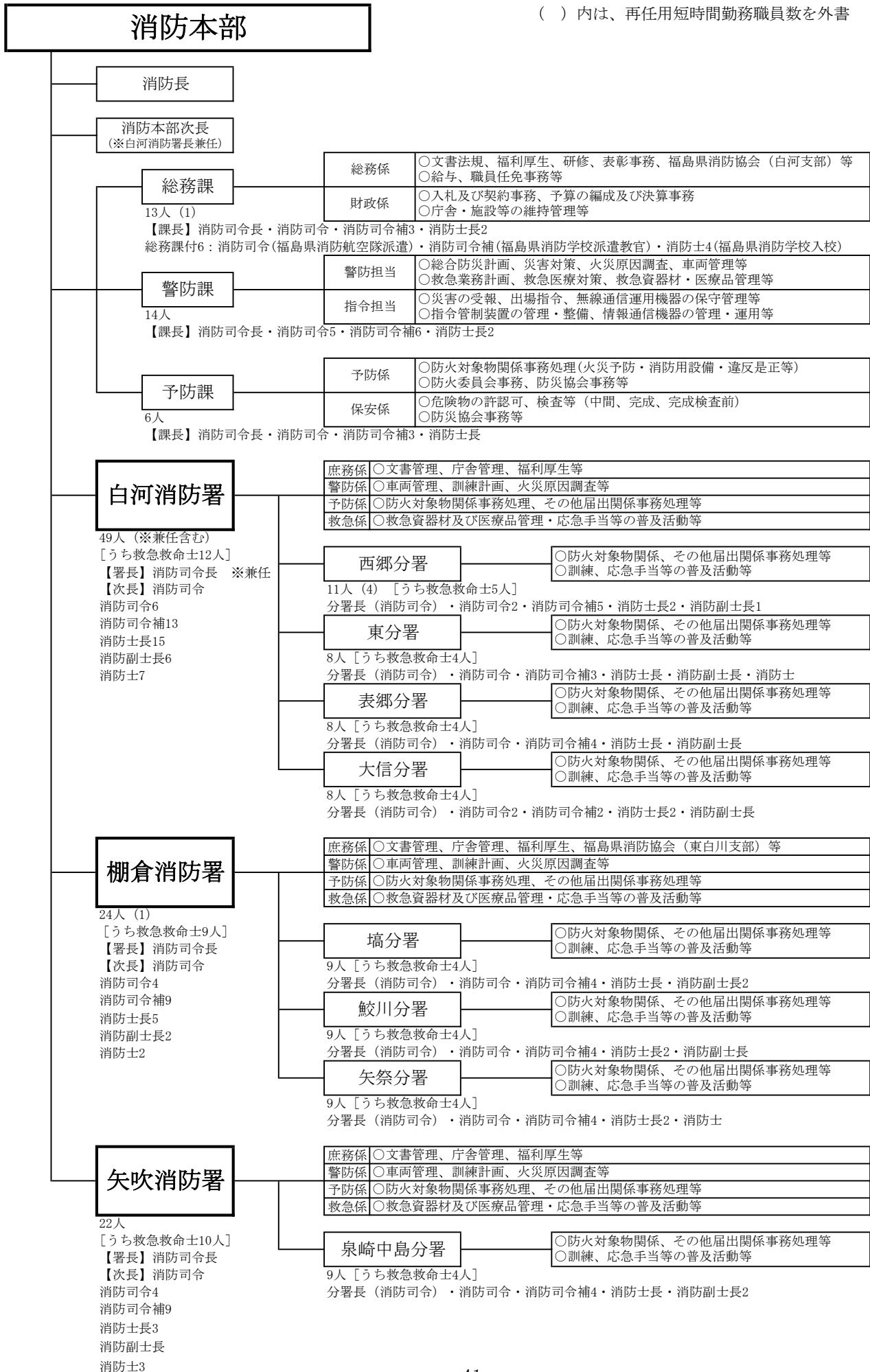


消 防

# 白河地方広域市町村圏整備組合消防組織

令和8年4月1日現在、職員数 200人(6)

( ) 内は、再任用短時間勤務職員数を外書



# 広域消防力分布図

令和8年4月1日現在

**白河消防署**  
西郷分署

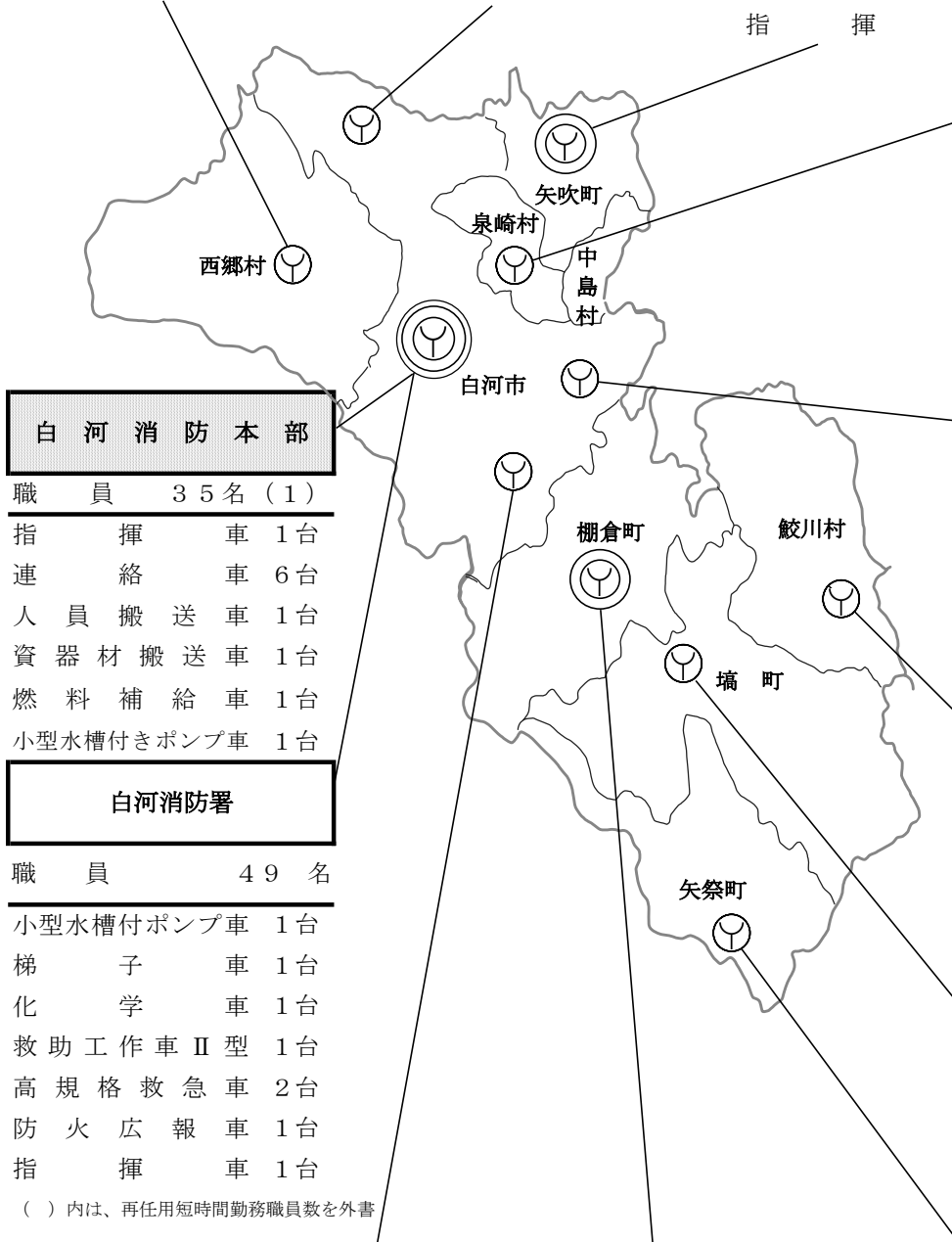
職員 11名(4)  
小型水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
防火広報車 1台

**白河消防署**  
大信分署

職員 8名  
小型水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
連絡車 1台

**矢吹消防署**

職員 22名  
ポンプ車(積載兼用) 1台  
水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
指揮車 1台



**矢吹消防署**  
泉崎中島分署

職員 9名  
小型水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
防火広報車 1台

**白河消防本部**

職員 35名(1)  
指揮車 1台  
連絡車 6台  
人員搬送車 1台  
資器材搬送車 1台  
燃料補給車 1台  
小型水槽付きポンプ車 1台

**白河消防署**  
東分署

職員 8名  
小型水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
防火広報車 1台

**白河消防署**

職員 49名  
小型水槽付ポンプ車 1台  
梯子車 1台  
化学車 1台  
救助工作車Ⅱ型 1台  
高規格救急車 2台  
防火広報車 1台  
指揮車 1台

**棚倉消防署**  
鮫川分署

職員 9名  
小型水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
防火広報車 1台

**棚倉消防署**  
塙分署

職員 9名  
小型水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
防火広報車 1台

**白河消防署**  
白表郷分署

職員 8名  
小型水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
防火広報車 1台

**棚倉消防署**

職員 25名(1)  
小型水槽付ポンプ車 1台  
水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
指揮車 1台  
連絡車 1台

**棚倉消防署**  
矢祭分署

職員 9名  
小型水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
防火広報車 1台

( ) 内は、再任用短時間勤務職員数を外書

# 所属別階級別配置状況

令和8年4月1日現在（単位：人）

区 分		消 防 職 員								合 計	
		消 防 吏 員							小 計		その 他の 職員
		消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士			
消 防 本 部	消 防 長	1							1		1
	参事兼消防本部次長 兼白河消防署長		1						1		1
	総 務 課		1	1	3	2 (1)			7 (1)		7 (1)
	警 防 課		1	5	6	2			14		14
	予 防 課		1	1	3	1			6		6
	県消防学校派遣				1				1		1
	県消防防災航空隊 派遣			1					1		1
	県消防学校入校							4	4		4
	小 計	1	4	8	13	5 (1)		4	35 (1)		35 (1)
消 防 分 署	白 河 消 防 署			7	13	15	6	7	48		48
	西 郷 分 署			3	5 (1)	2 (3)	1		11 (4)		11 (4)
	東 分 署			2	3	1	1	1	8		8
	表 郷 分 署			2	4	1	1		8		8
	大 信 分 署			3	2	2	1		8		8
	棚 倉 消 防 署		1	5	9 (1)	5	2	2	24 (1)		24 (1)
	埴 分 署			2	4	1	2		9		9
	鮫 川 分 署			2	4	2	1		9		9
	矢 祭 分 署			2	4	2		1	9		9
	矢 吹 消 防 署		1	5	9	3	1	3	22		22
	泉 崎 中 島 分 署			2	4	1	2		9		9
	小 計		2	35	61 (2)	35 (3)	18	14	165 (5)		165 (5)
合 計		1	6	43	74 (2)	40 (4)	18	18	200 (6)		200 (6)

( ) 内は、再任用短時間勤務職員数を外書

# 階級別勤続年数

令和8年4月1日現在（単位：人）

階級 勤続年	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他の職員	計
1年未満							4		4
1年				(2)	(3)		7		7 (5)
2年					(1)		5		5 (1)
3年						4	2		6
4年						1			1
5年						3			3
6年					1	3			4
7年					2	4			6
8年					5	2			7
9年					1	1			2
10年					4				4
11年				1	1				2
12年				4	8				12
13年				3	6				9
14年				10	3				13
15年				9	2				11
16年				10	3				13
17年				9	2				11
18年				8	2				10
19年				6					6
20年				3					3
21年				4					4
22年				4					4
23年									
24年			3						3
25年									
26年			2	2					4
27年			4	1					5
28年									
29年			4						4
30年			5						5
31年			4						4
32年			1						1
33年			10						10
34年									
35年			1						1
36年			3						3
37年	1	4	4						9
38年									
39年		1							1
40年			1						1
41年		1	1						2
42年									
計	1	6	43	74 (2)	40 (4)	18	18		200 (6)

（ ）内は、再任用短時間勤務職員数を外書

# 市町村別火

区分 市町村		火災発生件数(件)															焼損面積			
		計	建物	林野	車両	その他	月別内訳												建物 (㎡)	林野 (a)
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
白河市	R 6	24	8	2	3	11	2	2	2	1	2	1		1	1	2	2	8	1,542	1
	R 7	26	9	4	4	9	1	2	1	4				2	3	3	7	3	250	82
	増減	2	1	2	1	△2	△1		△1	3	△2	△1		1	2	1	5	△5	△ 1,292	81
西郷村	R 6	11	6	1		4	1	2	2	1		1	1	1		1		1	764	115
	R 7	11	9			2	2	1		1		1	1		2	2		1	959	
	増減		3	△1		△2	1	△1	△2					△1	2	1			195	△ 115
泉崎村	R 6	4	2			2		2	1									1	6	
	R 7	9	4			5	1							2	1	2	3	206		
	増減	5	2			3	1	△2	△1					2	1	2	2	200		
中島村	R 6	3		1		2	1								1	1			10	
	R 7	1	1										1					1		
	増減	△2	1	△1		△2	△1						1		△1	△1		1	△ 10	
矢吹町	R 6	8	5	1	1	1	1			1		1		1	2		2	515	22	
	R 7	7	3	2		2	1			1				2	1	1	1	354	8	
	増減	△1	△2	1	△1	1						△1		1	△1	1	△1	△ 161	△ 14	
棚倉町	R 6	7	3		2	2	1			1		1		1		3		163		
	R 7	2	1			1	1					1						178		
	増減	△5	△2		△2	△1				△1		△1	1		△1		△3	15		
矢祭町	R 6	5	3			2				1				2		1	1	879	1	
	R 7																			
	増減	△5	△3			△2				△1				△2		△1	△1	△ 879	△ 1	
塙町	R 6	5	4		1				1		1				1	1		217		
	R 7	2	2						1					1				15		
	増減	△3	△2		△1					△1		△1		1	△1	△1		△ 202		
鮫川村	R 6	1			1					1										
	R 7	1	1										1					289		
	増減		1		△1					△1				1				289		
計	R 6	68	31	5	8	24	6	6	6	6	3	4	2	2	5	7	8	13	4,086	149
	R 7	59	30	6	4	19	6	3	2	6		1	2	4	10	7	10	8	2,252	90
	増減	△9	△1	1	△4	△5		△3	△4		△3	△3		2	5		2	△5	△ 1,834	△ 59

# 災 発 生 状 況

令和7年4月1日～令和8年3月31日 (単位：件)

焼損棟数 (棟)				罹災世帯(世帯)			罹災人員 (人)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)	損 害 見 積 額 (千円)				
全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	全 損	半 損	小 損				計	建 物	林 野	車 両	そ の 他
9		4	6	2		6	25	2	2	82,685	78,791	96	1,396	2,402
2		3	4	1		1	6	1	4	43,420	38,831	1,227	2,148	1,214
△7		△1	△2	△1		△5	△19	△1	2	△39,265	△39,960	1,131	752	△1,188
4		3	1	3		2	20		2	23,362	23,337		20	5
11	1	10	4	1		5	24		4	26,667	25,015			1,652
7	1	7	3	△2		3	4		2	3,305	1,678		△20	1,647
						1	2		1	757	207	11		539
2		2	3	1		3	7			226	226			
2		2	3	1		2	5		△1	△531	19	△11		△539
										107		24		83
			1			1	6			25	25			
			1			1	6			△82	25	△24		△83
3	1	1		2	1		5		2	36,466	36,156	211	50	49
2		2				1	1			4,640	4,256			384
△1	△1	1		△2	△1	1	△4		△2	△31,826	△31,900	△211	△50	335
1		1	1	1			1		1	4,313	2,344		369	1,600
1										1,556	1,556			
		△1	△1	△1			△1		△1	△2,757	△788		△369	△1,600
4				4			9		2	48,219	48,091			128
△4				△4			△9		△2	△48,219	△48,091			△128
6		3	2	1		3	11		1	9,969	9,785		184	
2			1							1,354	1,286			68
△4		△3	△1	△1		△3	△11		△1	△8,615	△8,499		△184	68
										229			229	
1		1	1			2	6			4,460	3,421		150	889
1		1	1			2	6			4,231	3,421			889
27	1	12	10	13	1	12	73	2	11	206,107	198,711	342	2,248	4,806
21	1	18	14	3		13	50	1	8	82,348	74,616	1,227	2,298	4,207
△6		6	4	△10	△1	1	△23	△1	△3	△123,759	△124,095	885	50	△599

# 市町村別火災原因状況

令和7年4月1日～令和8年3月31日 (単位：件)

原因別	白 河 市	西 郷 村	泉 崎 村	中 島 村	矢 吹 町	棚 倉 町	矢 祭 町	埴 町	鮫 川 村	合 計	割 合
たばこ	1		1							2	3.4%
こんろ	2									2	3.4%
かまど								1		1	1.7%
風呂かまど				1						1	1.7%
炉		1								1	1.7%
焼却炉											
ストーブ											
ボイラー											
排気管									1	1	1.7%
煙突・煙道											
電気機器		1						1		2	3.4%
電灯・電話の配線	1									1	1.7%
内燃機関											
配線器具		1								1	1.7%
火あそび	1									1	1.7%
取灰		2				1				3	5.1%
溶接機溶断機	1									1	1.7%
たき火	5	2	3		4					14	23.7%
衝突の火花											
火入れ	1				1	1				3	5.1%
放火・放火の疑い	3									3	5.1%
その他	7	2	3							12	20.3%
不明調査中	4	2	2		2					10	16.9%
合計	26	11	9	1	7	2		2	1	59	100%

# 過去5年間の火災状況

令和7年4月1日～令和8年3月31日

年 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分						
火災発生件数 (件)	建物火災	31	34	21	31	30
	林野火災	5	8	9	5	6
	車両火災	5	6	9	8	4
	その他の火災	15	20	9	24	19
	合 計	56	68	48	68	59
焼損棟数 (棟)	全 焼	25	15	15	27	21
	半 焼	4	4	2	1	1
	部 分 焼	9	10	13	12	18
	ぼ や	15	13	10	10	14
	合 計	53	42	40	50	54
焼損面積	建物面積 (㎡)	2,617	1,294	1,713	4,086	2,252
	林野面積 (a)	94	3,696	89	149	90
罹災世帯数 (世帯)	全 損	8	3	9	13	3
	半 損	2	2		1	
	小 損	14	9	10	12	13
	合 計	24	14	19	26	16
	罹災人員	63	36	35	73	50
損害見積額 (千円)	建物火災	115,009	41,922	43,348	198,711	74,616
	林野火災	51	5,268	422	342	1,227
	車両火災	3,135	771	3,180	2,248	2,298
	その他の火災	496	485	2,030	4,806	4,207
	合 計	118,691	48,446	48,980	206,107	82,348
者死数傷 (人)	死 者	5	4	3	2	1
	負 傷 者	14	8	11	11	8
1日平均損害額 (千円)		325	133	134	565	226
1件当たりの建物平均損害額 (千円)		3,710	1,233	2,064	6,410	2,487
1日当たりの建物平均損害額 (千円)		315	115	118	543	204

## 発生場所別

種別 市町村別		合 計		火 災		自然災害		水 難		交通事故		労働災害		
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	
白河市	旧白河	3,085	2,380	2,075	19	2					118	104	24	24
	表郷		296		5			10	9	2	2			
	大信		215		2	1		9	9	2	1			
	東		194		2			14	13	3	3			
西郷村			888		772	12	3		2	63	58	13	11	
泉崎村			292		236	11				16	13	7	7	
中島村			223		205	3				16	20	1	1	
矢吹町			837		745	4				33	31	6	6	
棚倉町			565		500	3				47	45	12	10	
矢祭町			228		209					14	12	1	1	
塙 町			412		371	2				11	8	6	6	
鮫川村			155		141					15	16	2	2	
その他			7		6							1	1	
合計			6,692		5,912	63	6		2	366	338	80	75	
前年同期			7,011		6,214	65	7		5	2	382	331	77	75
比 較			△ 319		△ 302	△ 2	△ 1		△ 3	△ 2	△ 16	7	3	

## 署別救急

種別 署別		合 計		火 災		自然災害		水 難		交通事故		労働災害	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
白河		2,260	1,945	24	4			1		136	126	20	19
西郷		664	597	7				1		30	27	9	8
東		335	280	5						24	21	5	5
表郷		441	399	7						18	17	7	7
大信		328	295	6						17	13	3	2
計		4,028	3,516	49	4			2		225	204	44	41
棚倉		521	470	3						33	34	11	10
塙		417	366	1						24	18	5	4
矢祭		229	218							16	15	2	2
鮫川		160	146	1						9	11	4	4
計		1,327	1,200	5						82	78	22	20
矢吹		761	686	3						31	32	5	5
泉崎中島		576	510	6	2					28	24	9	9
計		1,337	1,196	9	2					59	56	14	14
合計		6,692	5,912	63	6			2		366	338	80	75

# 救急出動状況

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (単位：件、人)

運動競技		一般負傷		加害		自損行為		急病		その他		前年同期		比較	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
12	9	318	289	8	4	19	14	1,608	1,411	254	218	2,394	2,120	△ 14	△ 45
5	5	34	31	1	1	3	2	214	206	22	20	306	270	△ 10	6
2	2	32	32			2		162	156	4	4	214	195	1	10
1		27	26			1	1	143	126	3	2	190	165	4	6
1	1	118	113	2	2	9	5	616	545	52	34	980	845	△ 92	△ 73
6	6	37	36	1	1	2	1	199	168	13	4	314	291	△ 22	△ 55
		35	32	1	1			155	144	12	7	246	229	△ 23	△ 24
2	2	104	93	2		7	4	594	533	85	76	829	739	8	6
4	4	81	74	5	4	7	5	355	323	51	35	651	570	△ 86	△ 70
		43	40			2	1	167	154	1	1	251	221	△ 23	△ 12
2	2	62	56			5	1	249	231	75	67	456	410	△ 44	△ 39
		25	25			2	2	105	96	6		171	154	△ 16	△ 13
		1	1					5	4			9	5	△ 2	1
35	31	917	848	20	13	59	36	4,572	4,097	578	468	7,011	6,214	△ 319	△ 302

26	27	895	805	16	8	62	39	4,912	4,419	571	501
----	----	-----	-----	----	---	----	----	-------	-------	-----	-----

9	4	22	43	4	5	△ 3	△ 3	△ 340	△ 322	7	△ 33
---	---	----	----	---	---	-----	-----	-------	-------	---	------

# 出動状況

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (単位：件、人)

運動競技		一般負傷		加害		自損行為		急病		その他		前年同期		比較	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
10	8	319	289	8	4	22	17	1,551	1,348	169	130	2,252	1,964	8	△ 19
3	2	78	74	2	2	5	2	455	421	74	61	732	642	△ 68	△ 45
1		52	41			1	1	229	199	18	13	354	304	△ 19	△ 24
5	5	51	49	1	1	3	1	313	290	36	29	493	437	△ 52	△ 38
1	1	39	38			1		197	181	64	60	325	303	3	△ 8
20	16	539	491	11	7	32	21	2,745	2,439	361	293	4,156	3,650	△ 128	△ 134
6	6	73	67	3	2	7	6	336	306	49	39	571	499	△ 50	△ 29
1	1	60	56	2	2	7	2	254	229	63	54	467	430	△ 50	△ 64
		43	41			1		164	157	3	3	261	227	△ 32	△ 9
		27	26			2	2	111	102	6	1	173	153	△ 13	△ 7
7	7	203	190	5	4	17	10	865	794	121	97	1,472	1,309	△ 145	△ 109
2	2	90	83	2		8	4	547	495	73	65	764	697	△ 3	△ 11
6	6	85	84	2	2	2	1	415	369	23	13	619	558	△ 43	△ 48
8	8	175	167	4	2	10	5	962	864	96	78	1,383	1,255	△ 46	△ 59
35	31	917	848	20	13	59	36	4,572	4,097	578	468	7,011	6,214	△ 319	△ 302

## 月別救急出動状況

令和7年4月1日～令和8年3月31日 (単位：件)

月別種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
火災	6	4	3	7		2	2	4	11	5	10	9	63
自然災害													
水難			2										2
交通事故	34	22	30	44	24	36	46	38	21	30	17	24	366
労働災害	10	2	6	10	4	9	5	8	7	7	5	7	80
運動競技	2	3	3	5	5	1	7	4			3	2	35
一般負傷	60	73	62	90	93	74	71	82	74	71	81	86	917
加害	1	1	2	2	2	3	1		5	1	1	1	20
自損行為	4	2	4		4	11	4	5	6	10	3	6	59
急病	339	340	367	458	424	368	371	365	385	416	339	400	4,572
その他	39	45	44	52	51	55	46	42	56	48	46	54	578
合計	495	492	523	668	607	559	553	548	565	588	505	589	6,692

## 市町村別救急業務実施状況

市町村別	人口(人) 令和7年 10月1日現在 (速報値)	救急出動件数(件)		対前年 増減率 (%)	救急出動頻度	A内における人口 100人当たりの救急 出動件数(件)
		令和6年度	令和7年度 A			
白河市	55,388	3,104	3,085	△0.6	1日に 8.5 回	5.57
西郷村	20,859	980	888	△9.4	1日に 2.4 回	4.26
泉崎村	5,825	314	292	△7.0	1日に 0.8 回	5.01
中島村	4,504	246	223	△9.3	1日に 0.6 回	4.95
矢吹町	16,468	829	837	1.0	1日に 2.3 回	5.08
棚倉町	11,981	651	565	△13.2	1日に 1.5 回	4.72
矢祭町	4,741	251	228	△9.2	1日に 0.6 回	4.81
塙町	7,416	456	412	△9.6	1日に 1.1 回	5.56
鮫川村	2,628	171	155	△9.4	1日に 0.4 回	5.90
その他※	-	9	7	△22.2	52日に 1 回	-
計	129,810	7,011	6,692	△4.5	1日に 18.3 回	5.16

※その他は圏域市町村以外の救急出動

